

委託業務一覧

委託業務名称	R 4	R 5	R 6	R 7	備 考
1 庁舎清掃業務	○	○	○	○	委託業務仕様書 1
2 庭園管理業務	○	○	○	○	委託業務仕様書 2
3 構内除雪業務	○	○	○	○	委託業務仕様書 3
4 飲料用貯水槽清掃業務	○	○	○	○	委託業務仕様書 4
5 受水槽水道水検査業務	○	○	○	○	委託業務仕様書 5
6 消防用設備等点検業務	○	○	○	○	委託業務仕様書 6
7 地下タンク漏えい検査業務	○	○	○	○	委託業務仕様書 7
8 計装設備点検業務	○	○	○	○	委託業務仕様書 8
高圧電気設備（精密）点検業務					
9 定山溪水再生プラザ	○			○	委託業務仕様書 9
10 定山溪中継ポンプ場			○		委託業務仕様書 10
11 藤野中継ポンプ場			○		委託業務仕様書 11
12 簾舞中継ポンプ場			○		委託業務仕様書 12
シーケンサ等点検業務					
13 定山溪水再生プラザ	○		○		委託業務仕様書 13
14 定山溪中継ポンプ場		○		○	委託業務仕様書 14
15 藤野・簾舞中継ポンプ場		○		○	委託業務仕様書 15
16 テレメーター点検業務（藤野・簾舞 P）		○		○	委託業務仕様書 16
17 定山溪水再生プラザ 発電機高圧絶縁診断業務			○		委託業務仕様書 17

委託業務名称	R 4	R 5	R 6	R 7	備 考
無停電電源設備等点検業務					
18 定山溪水再生プラザ		○			委託業務仕様書 18
19 定山溪中継ポンプ場				○	委託業務仕様書 19
20 簾舞中継ポンプ場			○		委託業務仕様書 20
21 最終沈殿池汚泥掻寄機劣化診断業務	○			○	委託業務仕様書 21
22 樹脂素材適応診断業務①	○			○	委託業務仕様書 22
23 樹脂素材適応診断業務②	○			○	委託業務仕様書 23
24 チリングユニット点検業務			○		委託業務仕様書 24

定山溪水再生プラザほか3ポンプ場清掃業務仕様書

(令和4・5・6・7年度共通)

下水処理施設の清掃業務の実施にあたっては、契約書に基づくもののほか、この仕様書による。

1 清掃対象及び面積等

- (1) 所在地： 札幌市南区定山溪温泉東1丁目50番地 定山溪水再生プラザ
 札幌市南区定山溪温泉西3丁目393番地 定山溪中継ポンプ場（無人）
 札幌市南区藤野1条5丁目1番33号 藤野中継ポンプ場（無人）
 札幌市南区簾舞575番地122 簾舞中継ポンプ場（無人）
- (2) 面積等：通常清掃、床磨き、窓ガラス及び窓枠の清掃面積については、別添面積表のとおり。
- (3) ごみ排出量：一般ごみ 36kg/月程度、資源化ごみ 52kg/月程度

2 留意事項

- (1) 業務の遂行に直接関係ない箇所に立ち入らないこと。
- (2) 清掃業務に使用する洗剤は、無リン洗剤を使用することとし、事前に委託者の承諾を受けるものとする。
- (3) 清掃用の材料、器具等は、すべて受託者の負担とし、補充用の衛生消耗品（石鹼、トイレットペーパー等）は、委託者が支給する。
- (4) 電気、水道又は温水等の使用にあたっては、極力節約につとめること。
- (5) 常に庁舎の清潔を維持するように、責任ある清掃を行うこと。
- (6) 委託期間中に、清掃範囲内の部屋配置が変更となることに伴って清掃範囲及び面積が多少変更される場合がある。その場合の清掃範囲及び清掃方法については、委託者の指示を仰ぐこと。

3 通常清掃

(1) 作業内容

別添通常清掃作業内容のとおり。

(2) 清掃回数及び作業時間帯

作業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までの年末年始期間（以下「土曜日等」とする。）を除く日数とする。

ただし、委託者の指示があるとき、又はやむを得ない理由があるときは土曜日等にも作業を

行うものとし、この場合、委託者と協議のうえ、他の作業日と振り替えるものとする。

作業時間帯は原則として、職員の執務時間帯とする。

なお、2週間に5回の清掃箇所は隔日を原則として月水金火木のパターンで実施する。

(3) 安全対策

受託者は、作業の実施にあたって、委託者の職員、従業員又は、第三者に対する事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

4 床磨き清掃

(1) 作業内容

①弾性床材

床洗浄・・・適正洗剤を用いて汚れを完全に除去する。

剥離作業の指定のある場所については、剥離剤を用いる。

剥離作業場所については、作業前に委託者に確認すること。

作業後、水拭きを十分に行う。

樹脂ワックス仕上げ・・・樹脂ワックスを用いて、3回以上重ね塗布する。フリーアクセス床には、帯電防止用ワックスを使用する。

②カーペット

床洗浄・・・カーペット専用の適正洗剤を用いて汚れを完全に除去する。

カーペット専用の掃除機を使用すること。

洗剤等の使用にあたっては、変色・変質をきたさないよう十分研究し、事前に委託者の承諾を受けること。

(2) 清掃回数及び作業時間帯

①清掃回数は、別添面積表のとおりとする。時期は、委託者の指示に従うこと。

②作業時間帯は、原則として職員の執務時間内とする。

(3) 安全対策

①受託者は、作業の実施にあたって、委託者の職員、従業員又は第三者に対する事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

②作業中は、立ち入り禁止などの表示をすること。

③電気室等、危険な箇所での作業にあたっては、必ず担当職員の立会及び指示を受けること。

5 窓ガラス清掃

(1) 作業内容

①窓ガラス清掃は、ガラス内外面のほこり等の汚れを洗剤で除去し磨きあげる。

②窓枠の清掃は、窓枠内外面のほこり等の汚れを洗剤で除去し磨きあげる。

③その他、上記①～②に付帯する業務

(2) 清掃回数及び作業時間帯

①清掃回数は、年1回とする。

②作業の実施は、原則として職員の執務時間内とする。

③なお、休祭日等の執務時間外に作業を行う場合は、必ず事前に委託者の許可を受けること。

(3) 安全対策

①受託者は、作業の実施にあたって、委託者の職員、従業員又は、第三者に対する事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

②高所（窓枠上辺部の高さが、5.0m以上あり、かつ、内部から作業できない場所）作業においては、命綱等を着用し、安全対策に万全を期すること。

③電気室等、危険な箇所での作業にあたっては、必ず担当職員の立会及び指示を受けること。

6 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減に配慮した履行に努めなければならない。特に、次の事項について積極的に取り組まなければならない。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。

(6) 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。

(7) 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行うこと。

通常清掃 作業内容（水再生プラザ）

作業箇所	作業内容	説明	作業回数
1 玄関及びホール ロビー	はき・ふき清掃 間仕切り等清掃 金属みがき マット清掃 ちりはらい	1 ほうき及び化学処理モップを用いて床の土、砂、ほこりを取り除く。 2 床の汚れが激しい時は、水拭き又は中性洗剤で拭き取る。 3 出入口の扉、ガラス及び間仕切りガラスを拭きあげる。 4 金属部分の汚れを除き、みがきあげる。 5 床マットの土、砂、ほこりを取り除く。 6 窓枠、置物等のちりはらい。	面積表のとおり
2 共通使用廊下 共通使用階段	はき・ふき清掃 手摺ふき ちりはらい 金属みがき	1 ほうき及び化学処理モップを用いて床の土、砂、ほこりを取り除く。 2 汚れの激しい箇所は、水拭き又は中性洗剤で拭き取る。 3 手摺の拭き掃除をする。 4 扉のちり払い。 5 金属部分の汚れを除き、みがきあげる。	面積表のとおり
3 各 階 便 所	はき・ふき清掃 紙屑処理 ふき清掃 衛生器具清掃 洗面台等清掃 金属みがき 汚物処理 衛生消耗品補給	1 床のはき掃除を行う。 2 床を水拭きする。また、汚れの激しいところは、中性洗剤で拭きとる。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 扉・間仕切りの拭き掃除をする。 5 衛生陶器類を適正洗剤で洗浄する。 6 洗面台を清掃し、鏡をみがきあげる。 7 金属部分の汚れを除き、みがきあげる。 8 汚物を搬出処理する。 9 トイレットペーパー、水石けん等を補給する。	面積表のとおり
4 各階給湯室	はき・ふき清掃 紙屑処理 茶がら処理 流し台等清掃 金属みがき	1 床のはき掃除を行う。 2 床を水拭きする。また、汚れの激しいところは、中性洗剤で拭きとる。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 茶がらを処理し、容器を洗浄する。 5 流し台とその周辺を清掃する。 6 金属部分の汚れを除き、みがきあげる。	面積表のとおり
5 風呂、脱衣室 シャワー室	はき・ふき清掃 紙屑処理 ふき清掃 浴槽清掃 洗面台等清掃 金属みがき	1 脱衣室床のはき掃除を行う。 2 洗い場床を清掃する。また、汚れの激しいところは、中性洗剤で拭きとる。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 扉・間仕切りの拭き掃除をする。 5 浴槽を適正洗剤で洗浄する。 6 洗面台を清掃し、鏡をみがきあげる。 7 金属部分の汚れを除き、みがきあげる。	面積表のとおり

作業箇所	作業内容	説明	作業回数
6 事務室 応接室 ロッカー室 休憩室 宿直室 製図室 会議室 水質試験室	はき・ふき清掃 紙屑処理 ちりはらい ふき清掃	1 ほうき及び化学処理モップを用いて土、砂、ほこりを取り除く。 2 床の汚れが激しい時は、水拭き又は中性洗剤で拭き取る。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 窓枠、ブラインド等の除塵を行う。 5 扉、間仕切り、ガラス、金属部分等を拭きあげる。	面積表のとおり
7 茶器洗浄業務	事務室等の 茶器等洗浄	1 事務室等から茶わん等を回収して、洗剤で洗浄し、水洗い後、乾燥させる。 2 洗浄後の茶わん等は、事務室等に運搬、格納する。 3 清潔維持のため、ラック、洗桶、布巾、急須、茶こぼし、盆、茶がら入れ、ポット等の洗浄を行う。	原則として1日1回実施する。 (時間については委託者の指示による。)
〈作業方法〉 1 上記の作業内容以外であっても、随時庁舎の内外を巡回し、特に汚れが目立つところの清掃を実施し、常に清潔な状態を維持しなければならない。 2 床材及び壁材等は、多種にわたる材料を使用しているため、これらに適合した清掃方法によること。 3 回収した空き缶は回収箱に投入すること。 4 事務室内の紙屑入れの内容物処理については、週5回行うこと。			

通常清掃 作業内容（ポンプ場）

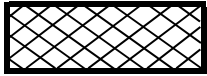
作業箇所	作業内容	説明	作業回数
1 便所	はき・ふき清掃 紙屑処理 ふき清掃 衛生器具清掃 洗面台等清掃 金属みがき 汚物処理 衛生消耗品補給	1 床のはき掃除を行う。 2 床を水拭きする。また、汚れの激しいところは、中性洗剤で拭きとる。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 扉・間仕切りの拭き掃除をする。 5 衛生陶器類を適正洗剤で洗浄する。 6 洗面台を清掃し、鏡をみがきあげる。 7 金属部分の汚れを除き、みがきあげる。 8 汚物を搬出処理する。 9 トイレットペーパー、水石けん等を補給する。	1回／3月
2 給湯室	はき・ふき清掃 紙屑処理 茶がら処理 流し台等清掃 金属みがき	1 床のはき掃除を行う。 2 床を水拭きする。また、汚れの激しいところは、中性洗剤で拭きとる。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 茶がらを処理し、容器を洗浄する。 5 流し台とその周辺を清掃する。 6 金属部分の汚れを除き、みがきあげる。	1回／3月
3 宿直室 管理室	はき・ふき清掃 紙屑処理 ちりはらい ふき清掃	1 ほうき及び化学処理モップを用いて土、砂、ほこりを取り除く。 2 床の汚れが激しい時は、水拭き又は中性洗剤で拭き取る。 3 紙屑入れの内容物を処理する。 4 窓枠、ブラインド等の除塵を行う。 5 扉、間仕切り、ガラス、金属部分等を拭きあげる。	1回／3月
〈作業方法〉 1 上記の作業内容以外であっても、随時庁舎の内外を巡回し、特に汚れが目立つところの清掃を実施し、常に清潔な状態を維持しなければならない。 2 床材及び壁材等は、多種にわたる材料を使用しているため、これらに適合した清掃方法によること。 3 回収した空き缶は回収箱に投入すること。			

定山溪水再生プラザ清掃図面

1. 通常清掃

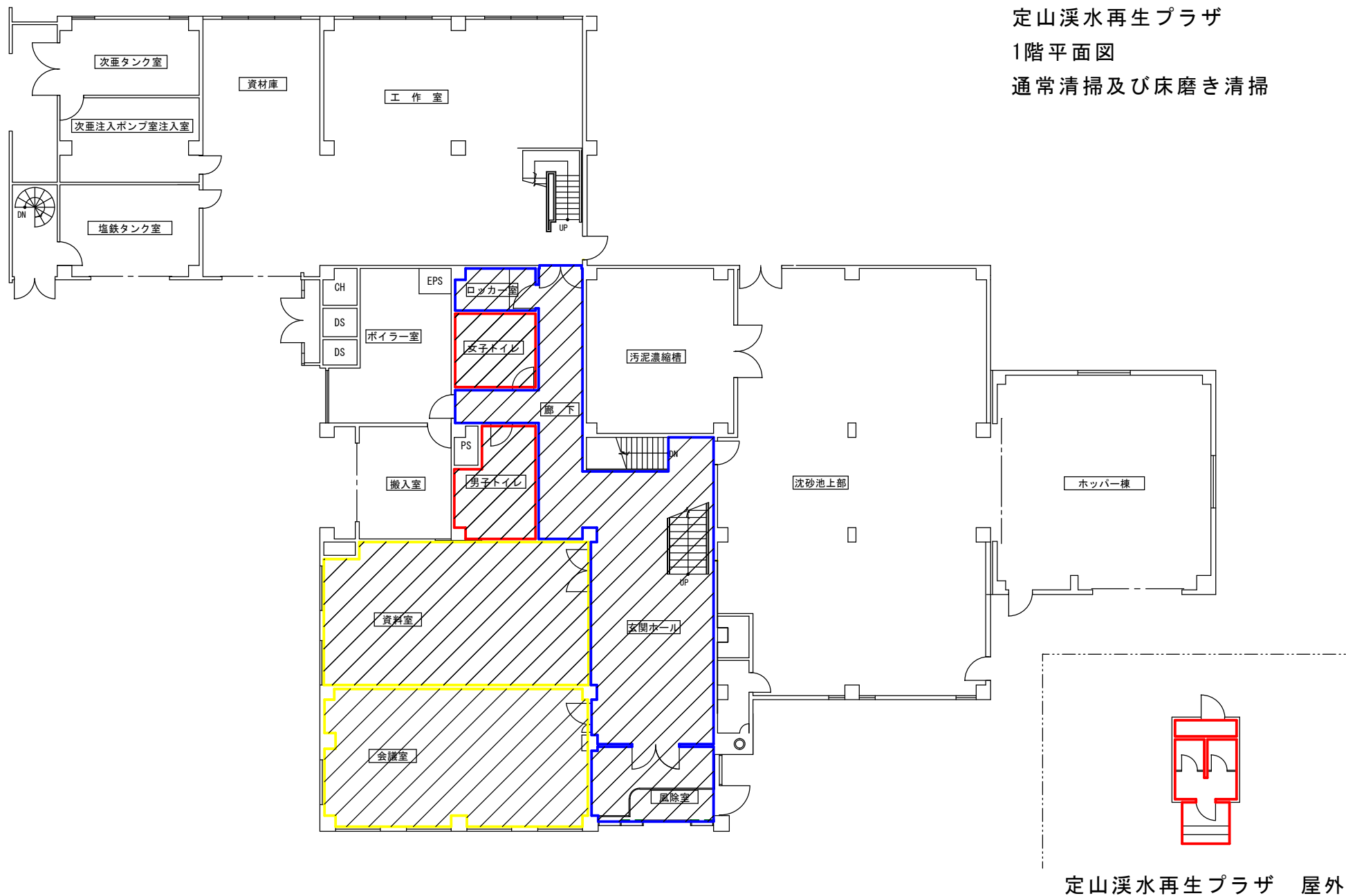
(1) 週 5 回清掃	赤色箇所	
(2) 2 週 5 回清掃	青色箇所	
(3) 週 1 回清掃	黄色箇所	
(4) 3 月 1 回清掃	黄緑箇所	

2. 床 磨 き 清 掃

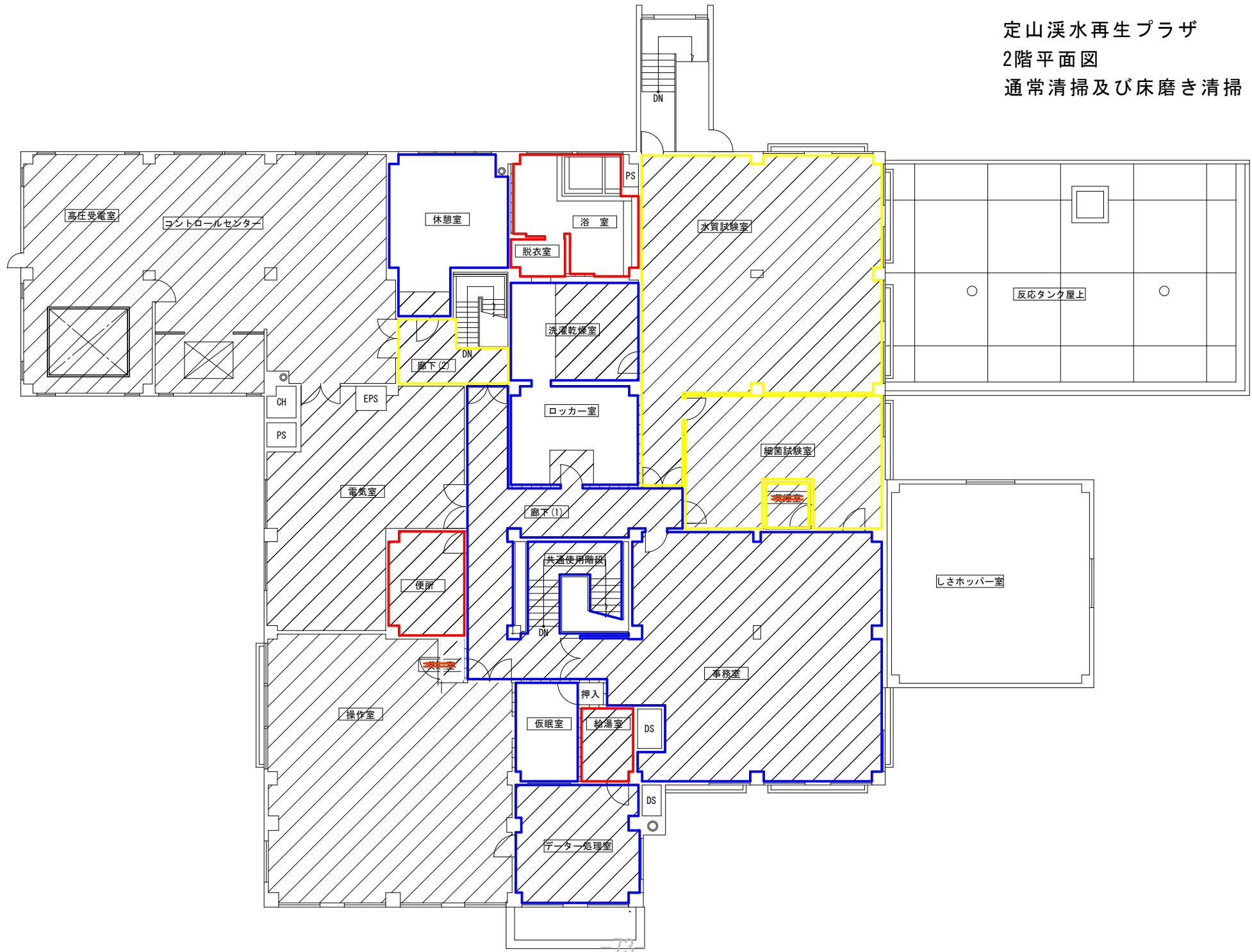
(1) 年 2 回	斜線部分	
(2) 年 1 回	網掛部分	

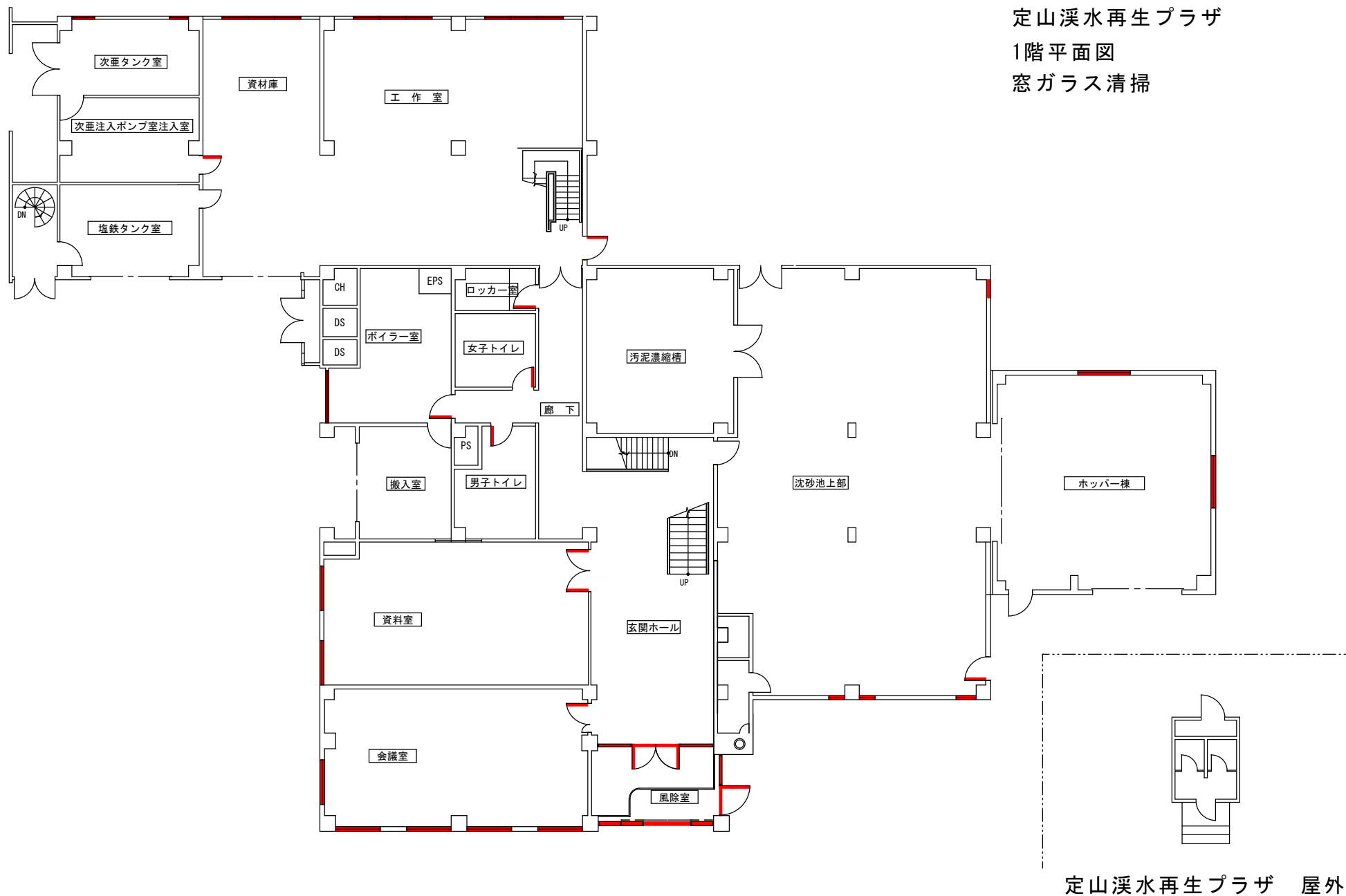
3. 窓 ガ ラ ス 清 掃

(1) ガラス清掃 (窓枠清掃)	赤色箇所	
---------------------	------	---

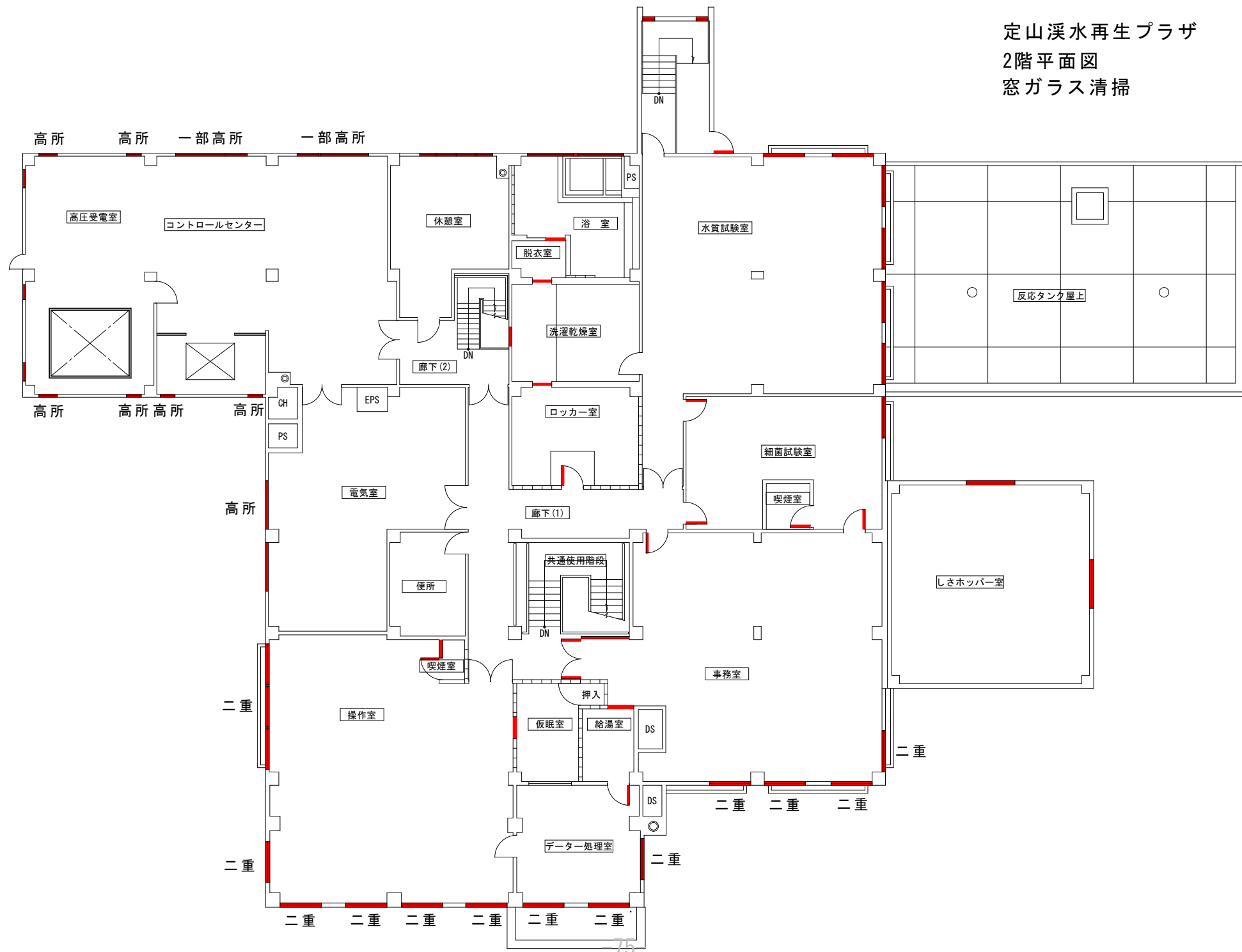


定山溪水再生プラザ
2階平面図
通常清掃及び床磨き清掃

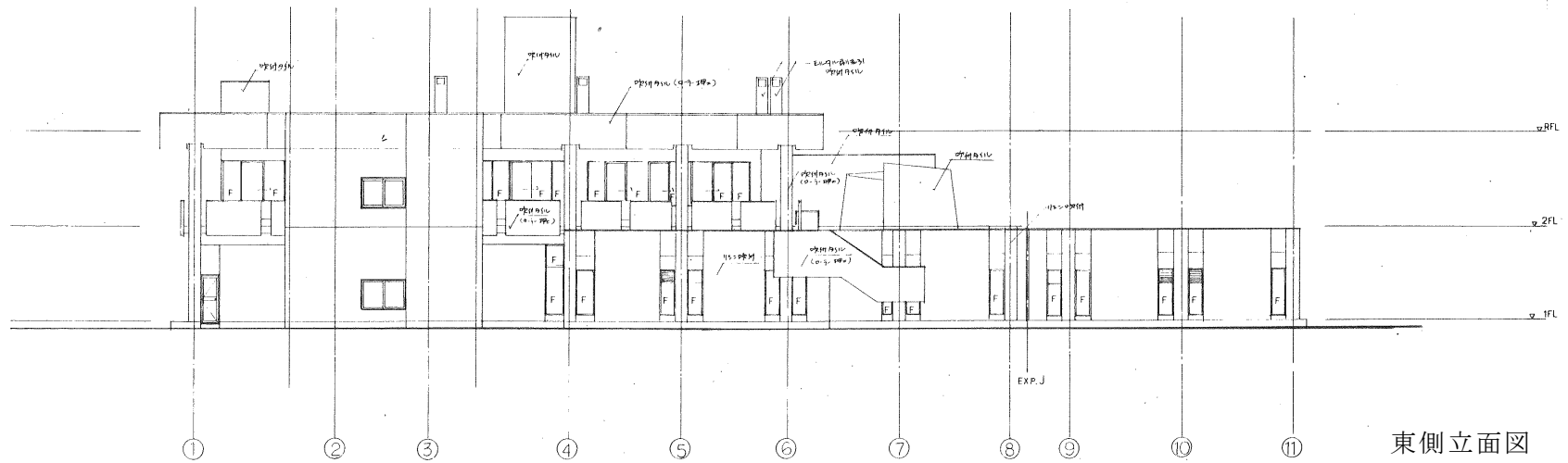
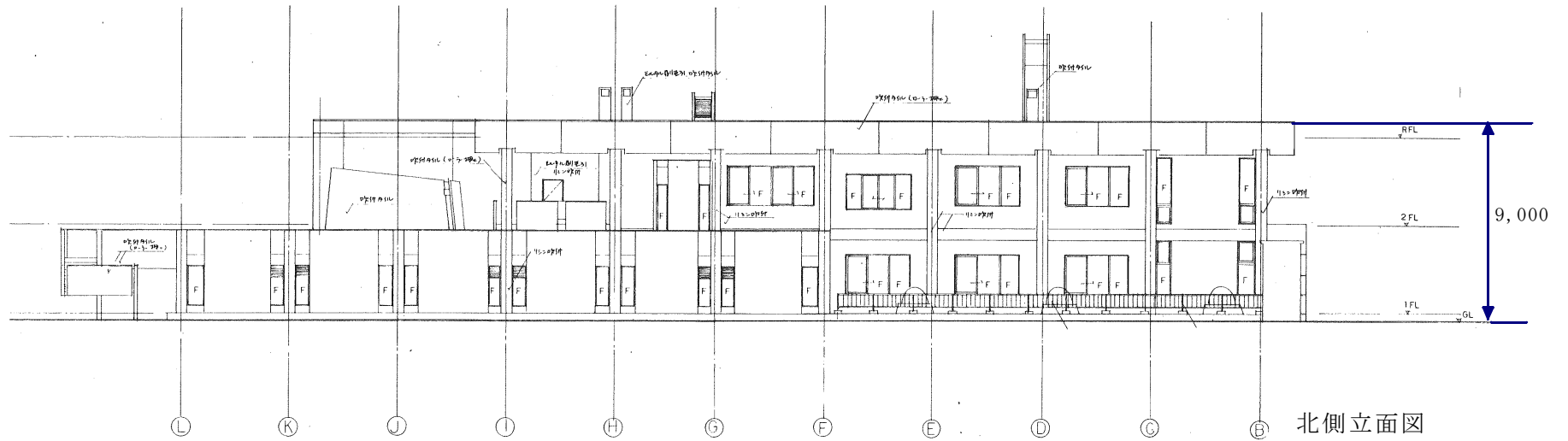




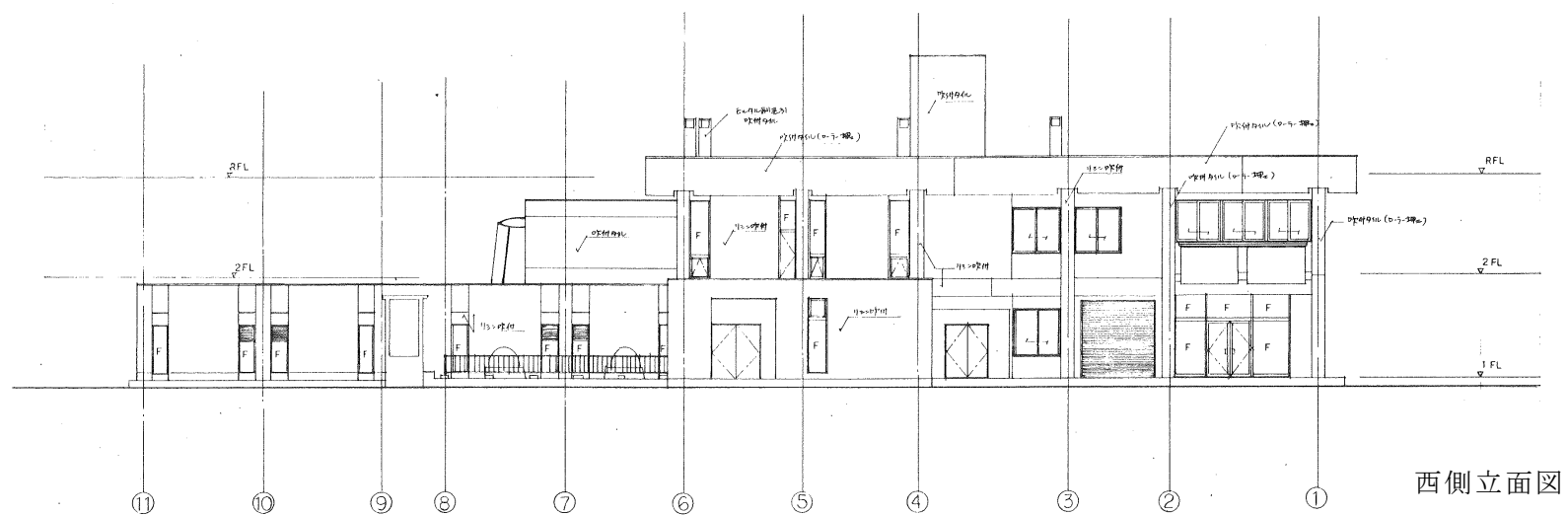
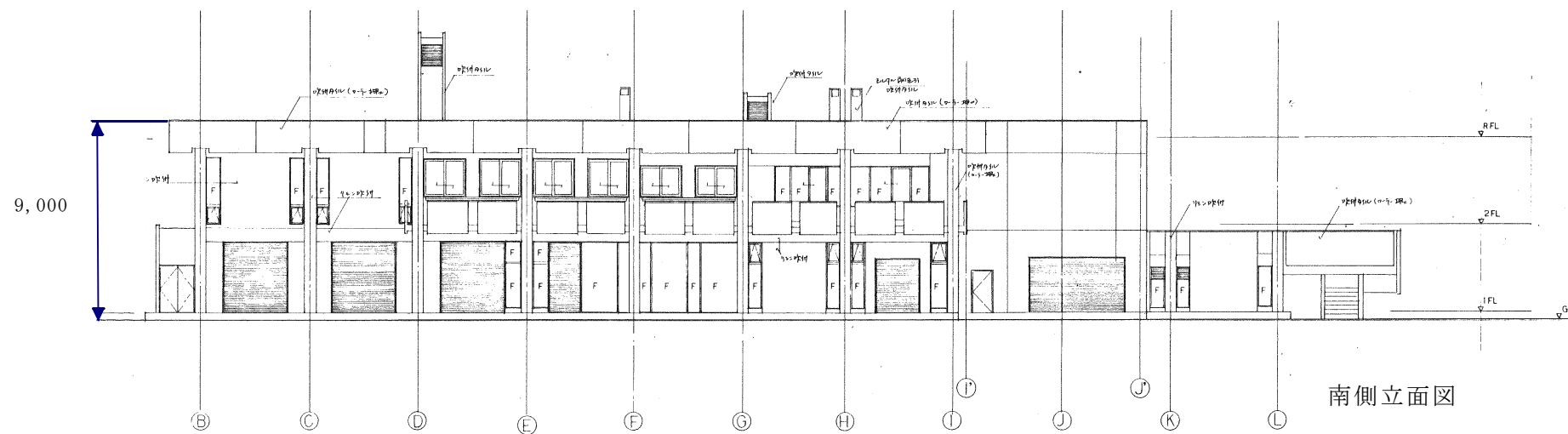
定山溪水再生プラザ
2階平面図
窓ガラス清掃



定山溪水再生プラザ立面図-2



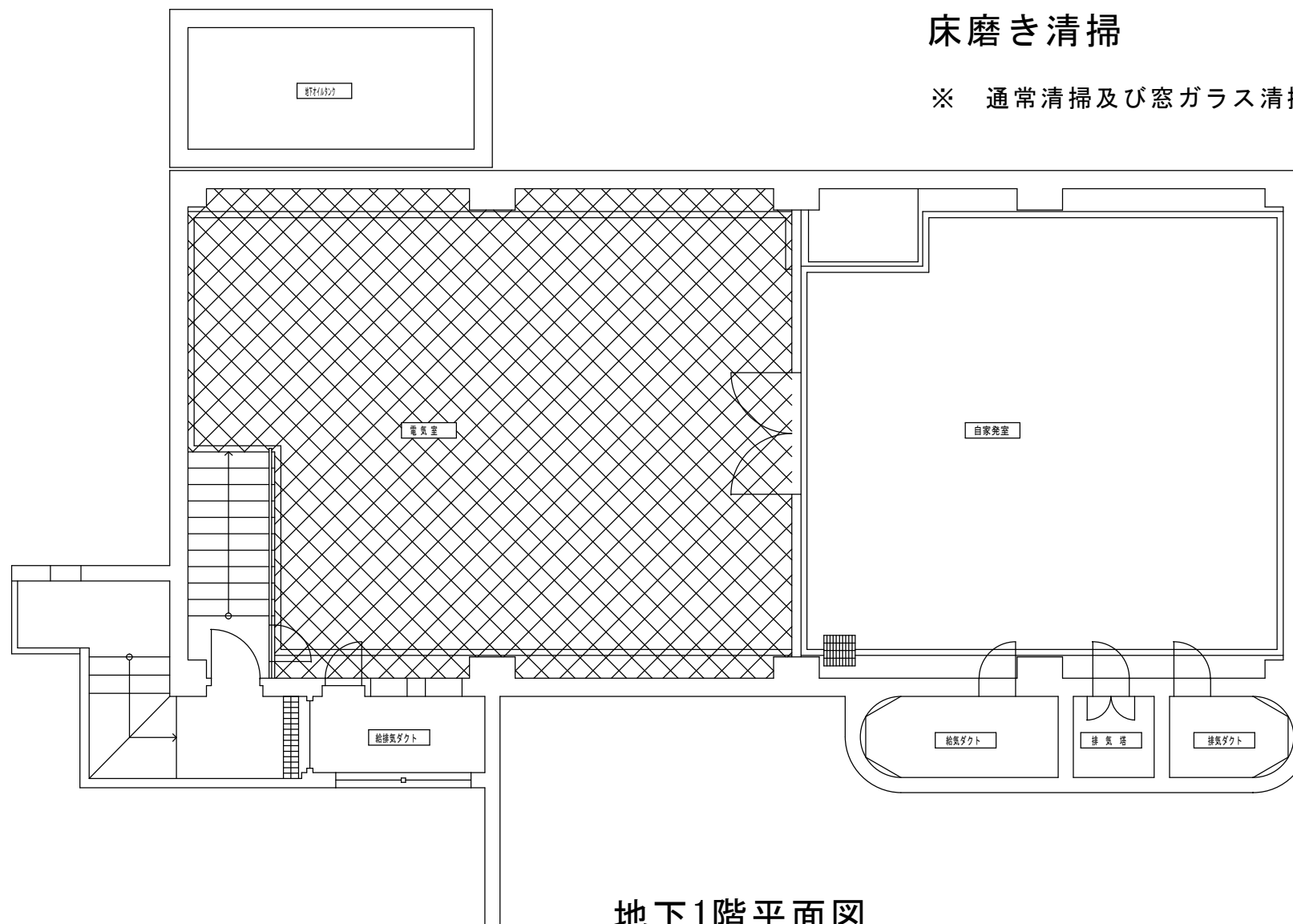
定山溪水再生プラザ立面図-1



定山溪中継ポンプ場

床磨き清掃

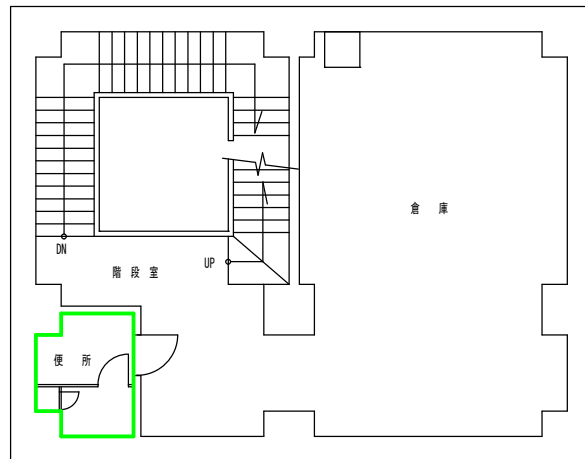
※ 通常清掃及び窓ガラス清掃は該当箇所なし



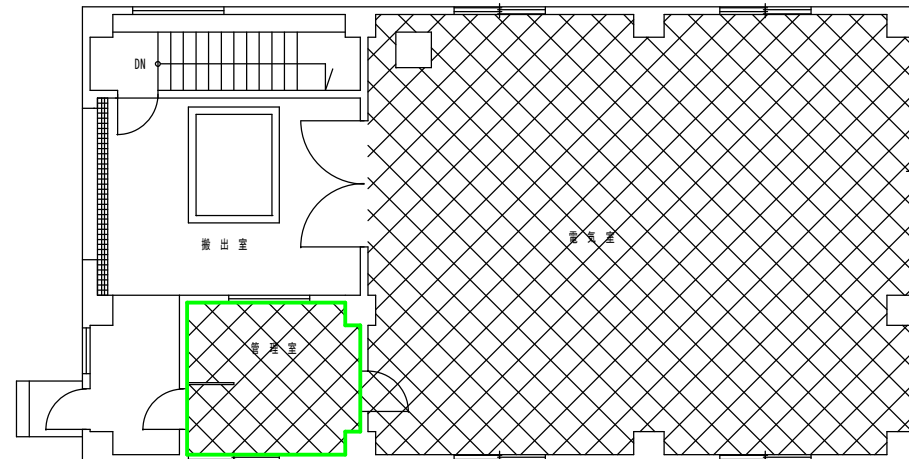
地下1階平面図

藤野中継ポンプ場

通常清掃及び床磨き清掃



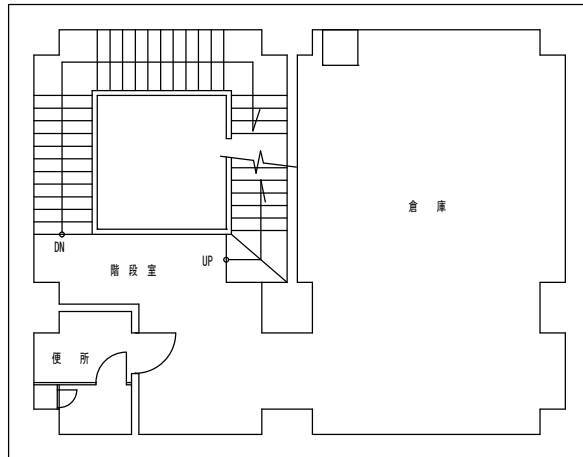
地下1階平面図



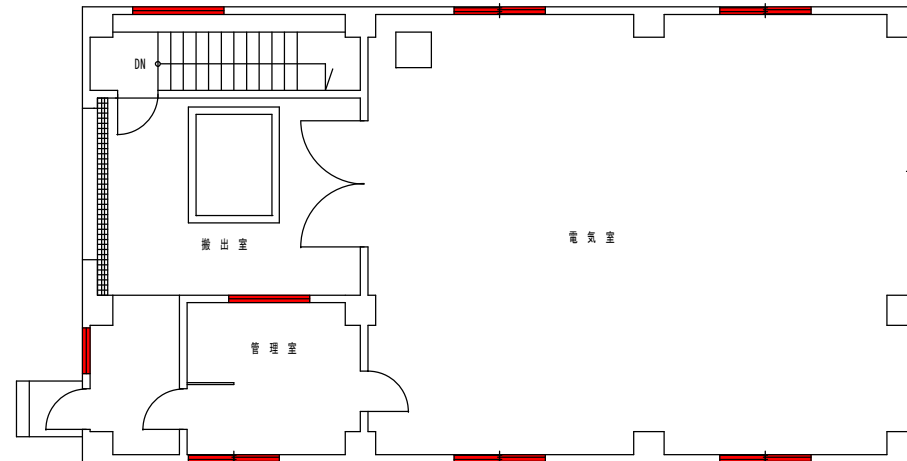
1階平面図

藤野中継ポンプ場

窓ガラス清掃



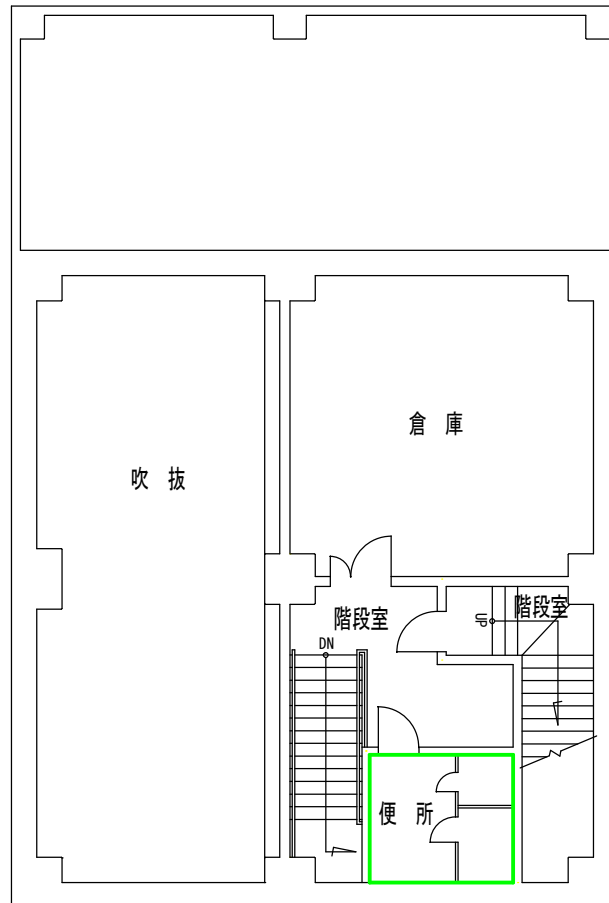
地下1階平面図



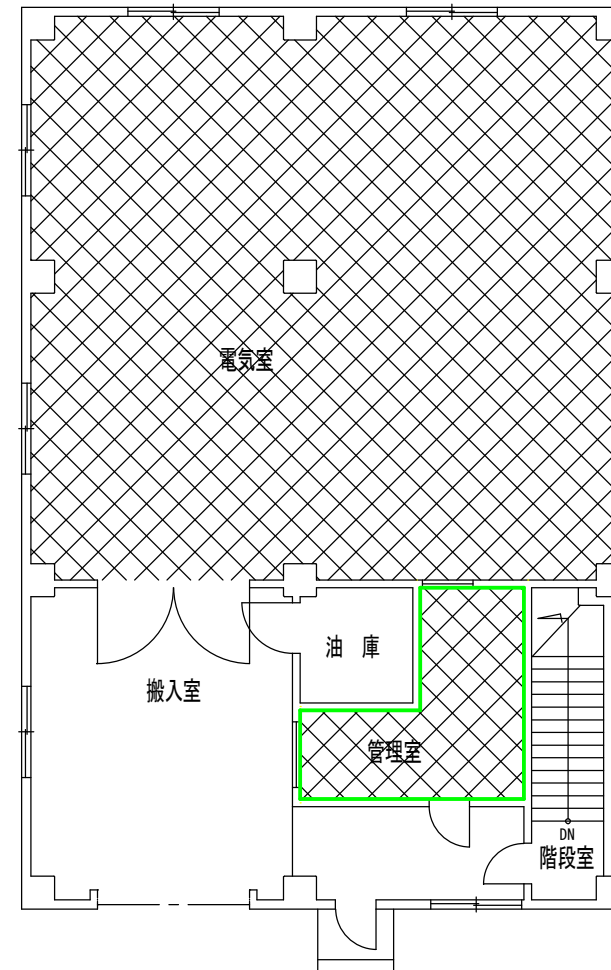
1階平面図

簾舞中継ポンプ場

通常清掃及び床磨き清掃

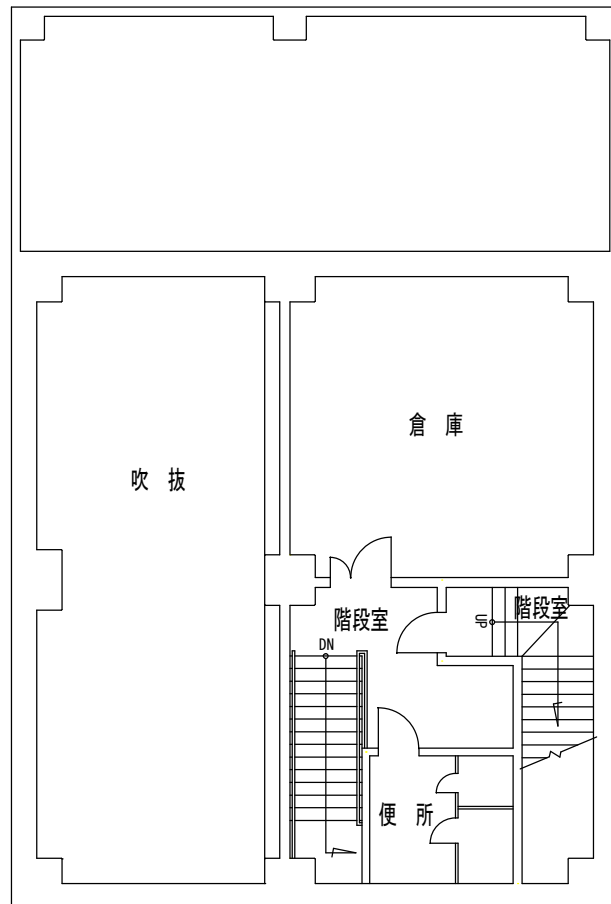


地下1階平面図

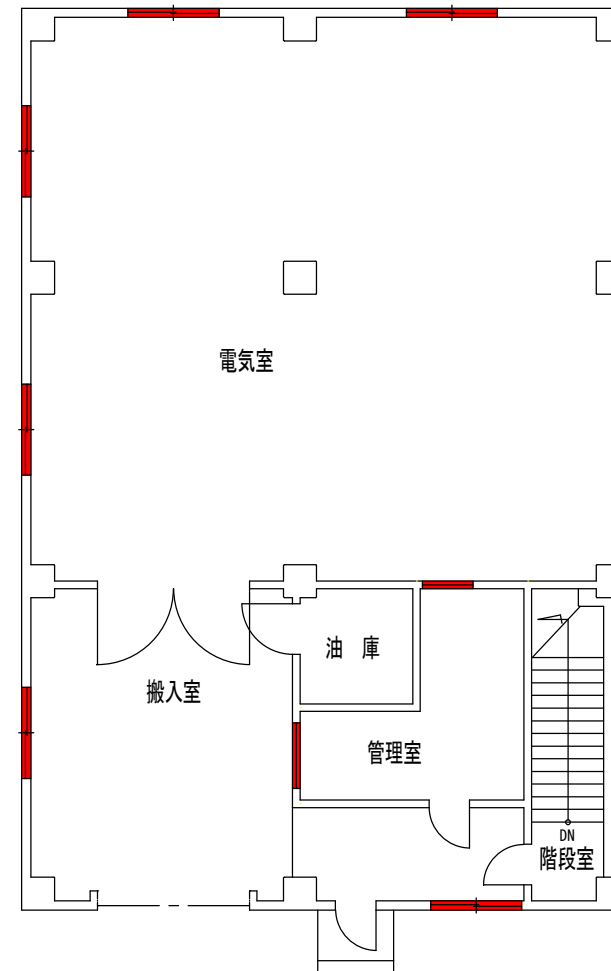


1階平面図

簾舞中継ポンプ場 窓ガラス清掃



地下1階平面図



1階平面図

定山溪水再生プラザほか3ポンプ場庭園管理業務仕様書

(令和4・5・6・7年度共通)

1. 業務実施場所

- A地区 定山溪水再生プラザ敷地内
札幌市南区定山溪温泉東1の50
- B地区 藤野中継ポンプ場敷地内
札幌市南区藤野1条5丁目
- C地区 簾舞中継ポンプ場敷地内
札幌市南区簾舞575番地122
- D地区 定山溪中継ポンプ場電気室
札幌市南区定山溪温泉西4丁目372番地

2. 委託業務内容（別添図面参照のこと）

(1) 芝刈り業務

芝（草）刈、刈くずの後かたづけ及び処分。仕上げ高は、2－3cm内外とする。

芝刈り面積 9,470m²/回

(2) 冬囲い業務

ア. 根曲竹（43組）－6方から竹を立て、縄で縛りまとめる。

イ. 縄のみ（20組）－数束毎に縄で縛りまとめる。

(3) 整枝業務

業務量は、以下のとおりであり、切り落とした枝の処分も行うこと。

ア. C＝ 31－60cm 21本

イ. C＝ 61－90cm 5本

ウ. C＝ 91－105cm 1本

3. 集草・整枝の処分

集草は、本市環境事業部駒岡清掃工場に運搬し、処分すること。樹木整枝で発生した枝等は、本市環境事業部ごみ資源化工場（篠路）に運搬し、処分すること。

処分量は、計算書兼領収書を業務日誌等に添付（写しでも可）して報告すること。

4. 各業務回数

各業務の実施回数は、以下のとおりとする。

芝刈り業務（A、B、C、D地区）	3回
冬囲い業務	1回
整枝業務	1回

5 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減に配慮した履行に努めなければならない。特に、次の事項について積極的に取り組まなければならない。

ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

イ ごみ減量及びリサイクルに努めること。

ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

エ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

オ 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を仕様すること。

カ 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。

キ 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行うこと。

6 留意事項

(1) 遵守事項

業務は、設計図書（本仕様書・設計図面・設計内訳書）及び契約書に基づき、業務主任の指示に従って履行しなければならない。

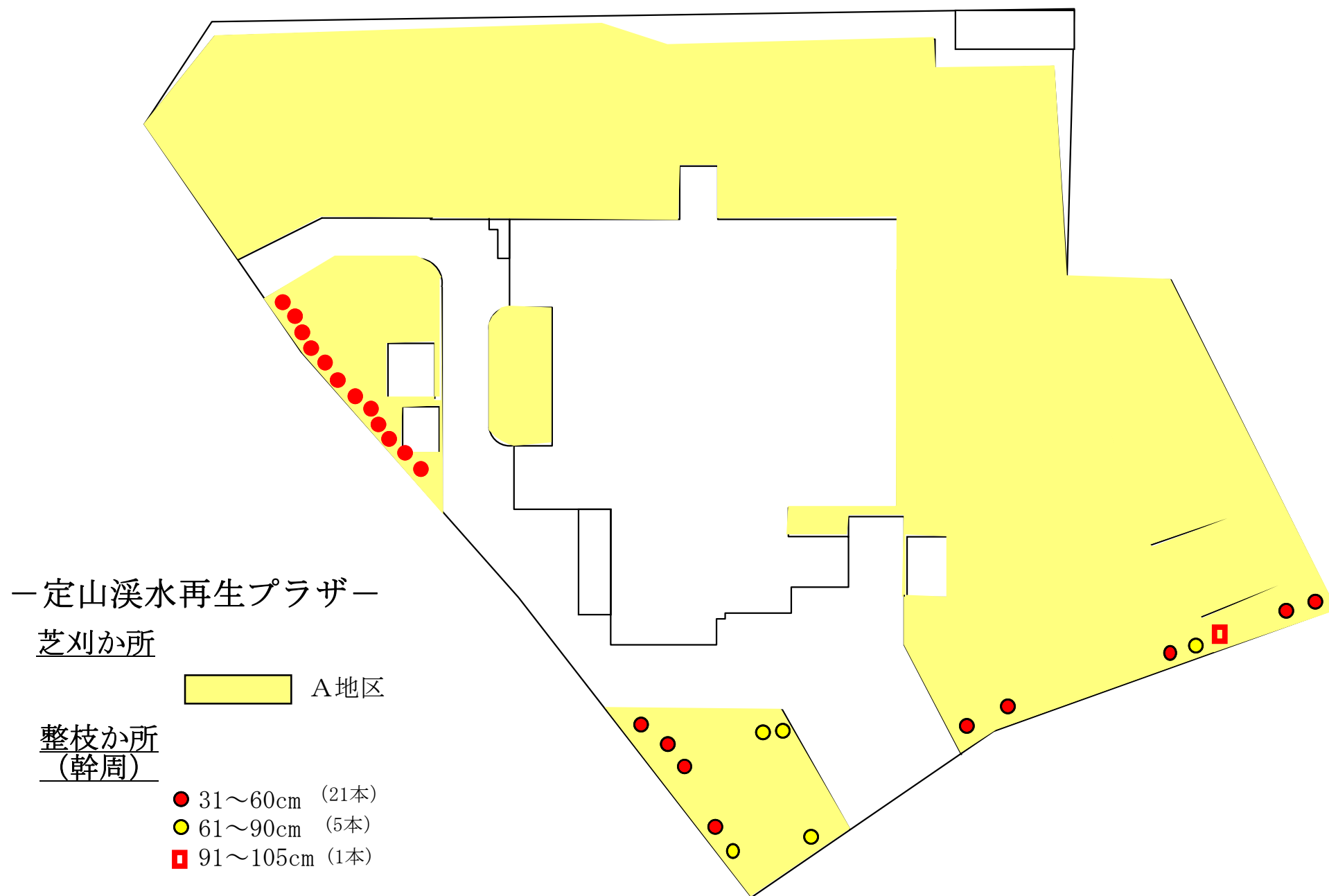
(2) 施設の使用

施設について、業務履行に必要な場合以外無断で立ち入ってはならない。

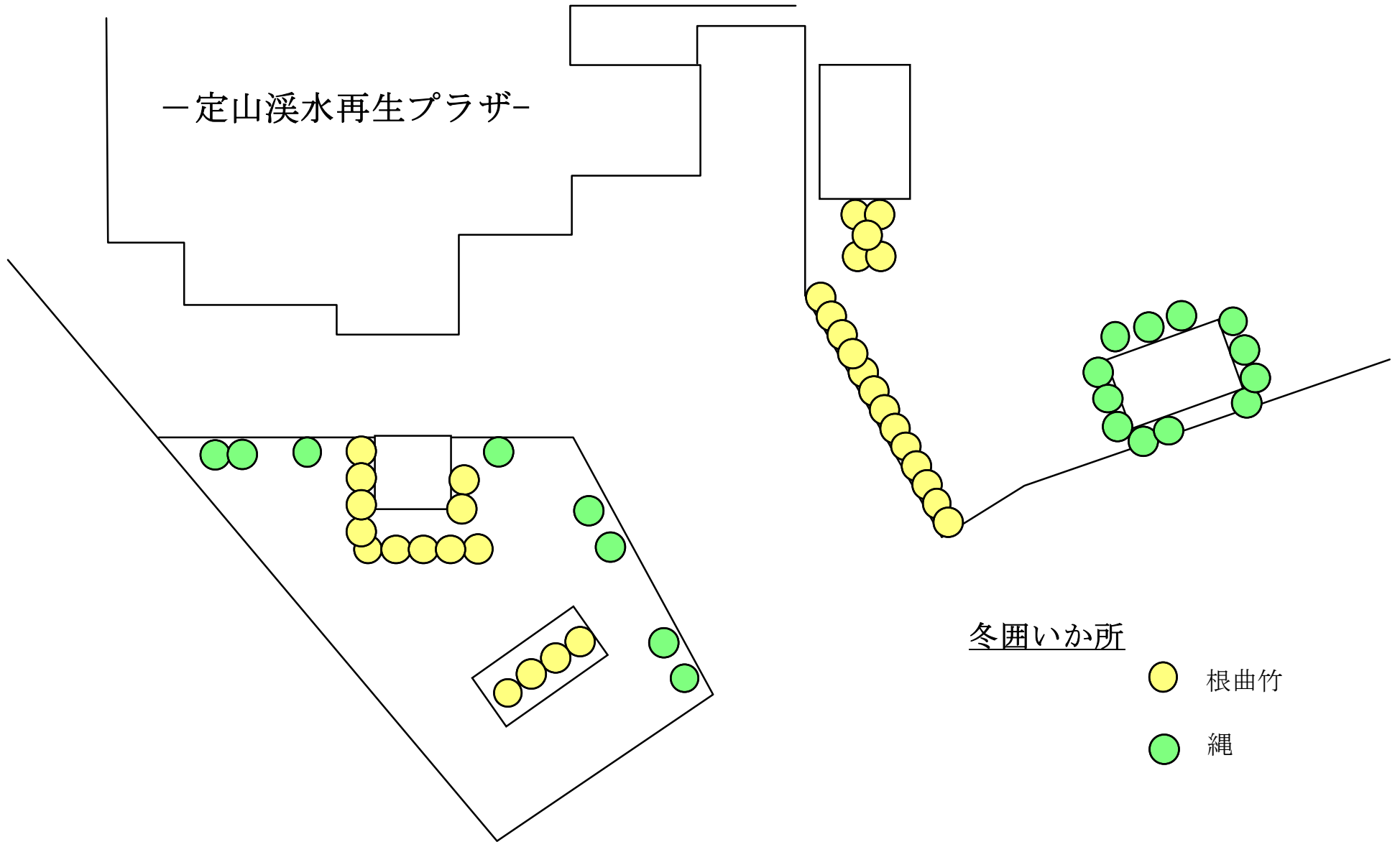
(3) 安全管理

受託者は、業務従事者の労働安全衛生管理を適切に行わなければならない。また、事故が発生した場合は、すみやかに業務主任に報告するものとする。

定山溪水再生プラザ 庭園管理か所図



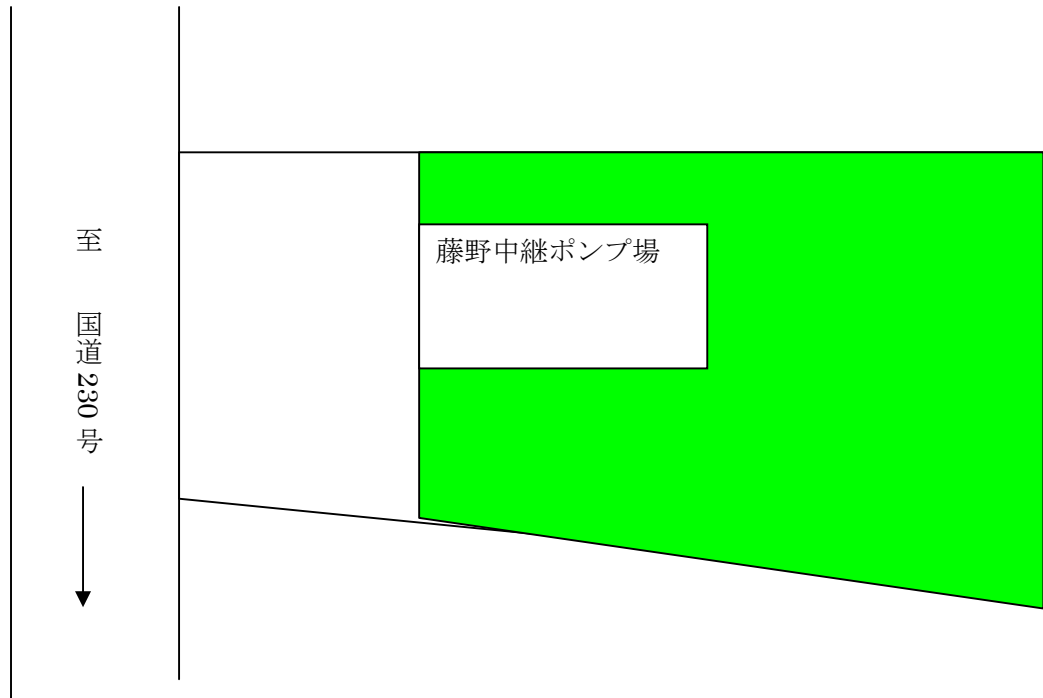
一定山溪水再生プラザ



藤野中継ポンプ場

芝刈箇所

B 地区



簾舞中継ポンプ場

芝刈箇所
C 地区



簾舞 43 号線

塀

簾舞中継
ポンプ場

簾舞小学校裏通線





草刈箇所 D地区



冬囲い

※ 建物はすべて地下に設置されており、
建物はすべて土で被覆されていることから
建物上部も草刈対象である。

(余白)

定山溪水再生プラザほか 2 ポンプ場構内除雪業務仕様書

(令和 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 年度共通)

1 業務場所

(1) 除雪対象下水処理施設

- ア 定山溪水再生プラザ
札幌市南区定山溪温泉東 1 丁目 50 番地
- イ 藤野中継ポンプ場
札幌市南区藤野 1 条 5 丁目 1 番 33 号
- ウ 簾舞中継ポンプ場
札幌市南区簾舞 575 番地 122

(2) 除雪対象部分

別紙除雪対象部分図の対象箇所とする。

2 委託業務内容

除雪の委託業務内容は次のとおりとする。

原則として当構内の積雪深が 10cm を超えた場合に行うこと。

原則として午前 8 時 45 分までに終了すること。ただし、進入道路及び駐車場は 8 時 00 分までとする。

その他の除雪については委託者の指示によること。

(1) 定山溪水再生プラザ

除雪面積 : 202m²
除雪予定回数 : 1 回

(2) 藤野中継ポンプ場

除雪面積 : 360m²
除雪予定回数 : 21 回

(3) 簾舞中継ポンプ場

除雪面積 : 354m²
除雪予定回数 : 21 回

3 留意事項

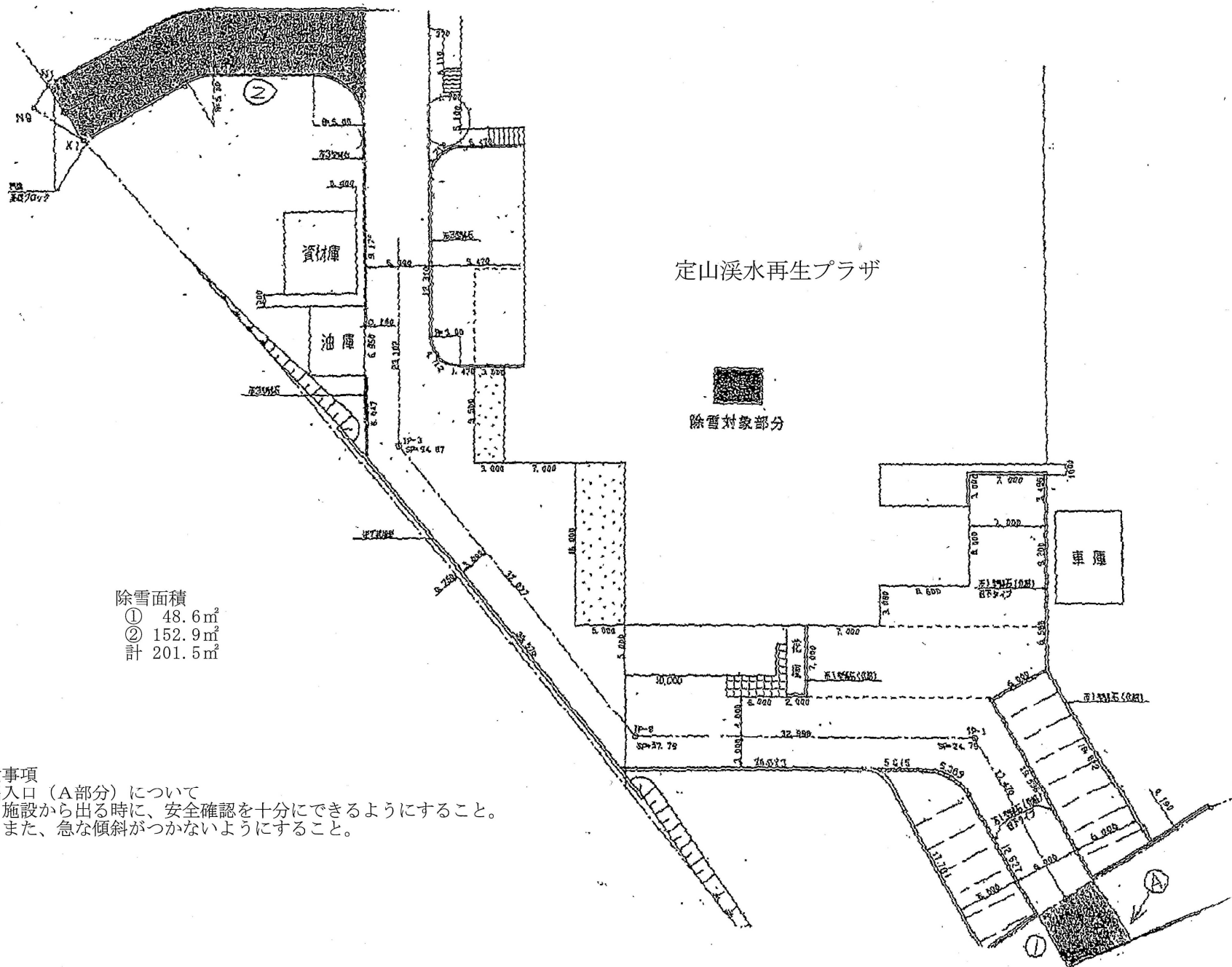
(1) 除雪には次の機種以上のものを使用すること。

タイヤショベル 1.6m³ 可変プラウ

(2) 業務の遂行に当たっては、札幌市が管理する施設の運転操作に支障を及ぼすことのないように配慮するとともに、敷地内の障害物、縁石、植木、路面の傾斜・段差等に充分注意して除雪すること。

(3) 除雪作業中は構内歩行者等の保護に当たるとともに、周囲の施設等に充分注意を払うこと。

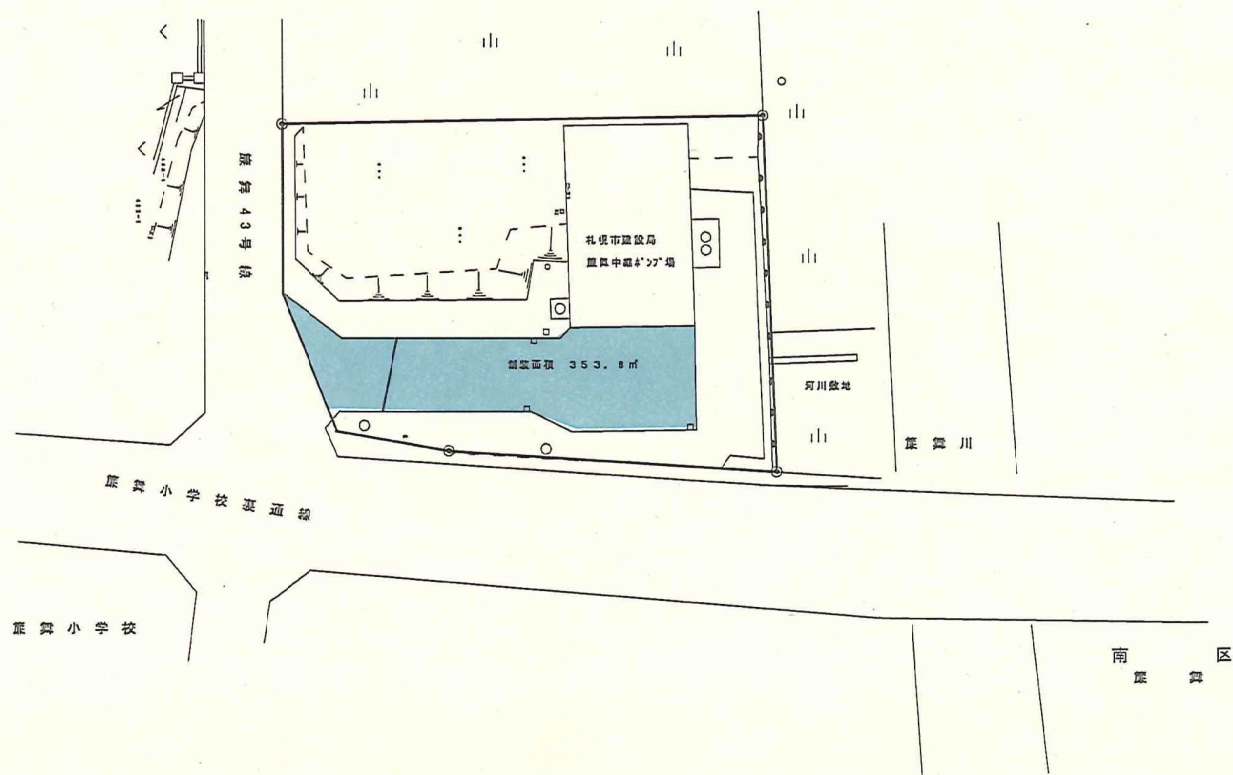
(4) この仕様書に定めのない事項については、委託者の指示に従うこと。

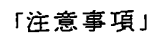


位置図 S=1:10,000

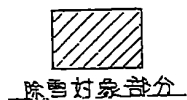


簾舞中継ポンプ場 除雪面積 (353.8m²)



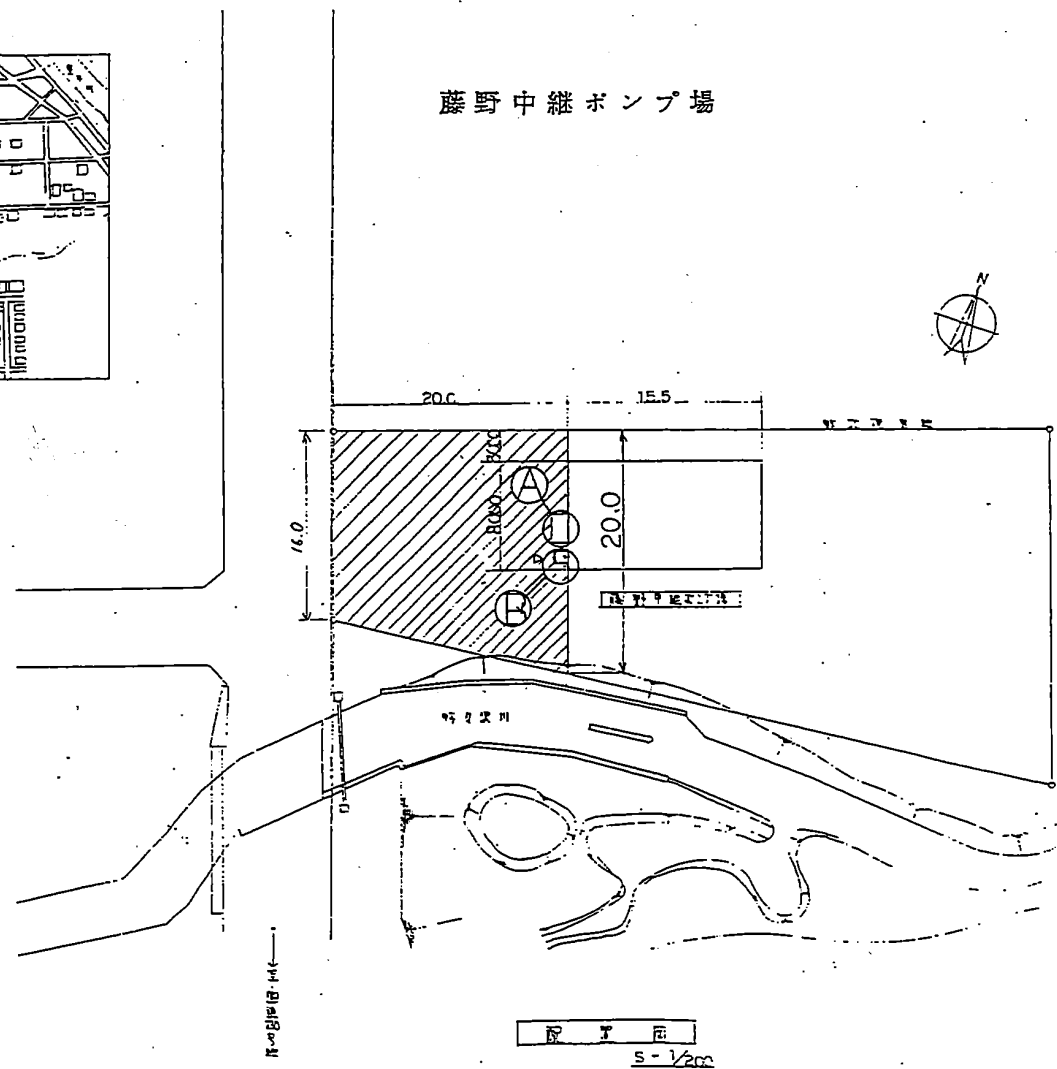


- A 水道メーター上
水道メーターボックスの上は、除雪せずそのままにしておくこと。
- B 出入口
出入口前のコンクリート製れたきを壊すことのないよう、十分注意して除雪すること。



除雪面積

①	$(16.0 + 20.0) \times \frac{1}{2} \times 20 = 360 \text{ m}^2$
計	360 m^2



定山溪水再生プラザ飲料用貯水槽清掃業務仕様書

(令和4・5・6・7年度共通)

1 業務場所

定山溪水再生プラザ 札幌市南区定山溪温泉東1丁目50番

2 貯水槽内訳

受水槽 1基 有効容量3.0m³

3 作業従事者の健康管理

水道法及び同法施行規則に準じ、伝染病病原体の保菌者及び下痢をしている者は作業に従事させないこと。

4 業務内容

業務の実施は以下の手順によること。

- (1) 槽周辺の清掃をすること。
- (2) 槽上部の清掃をすること。
- (3) 水道引込管、揚水管、吹込管及び排水管の弁を必要に応じて開閉すること。
- (4) 揚水ポンプ等で槽内の水を排水すること。
- (5) 槽内をきれいに洗浄し、その際には高圧洗浄機・タワシ等を適切に使用すること。
- (6) 槽内水分等をウェスできれいに拭き取ること。
- (7) 消毒は次亜塩素酸ナトリウム（50～100ppm）を噴霧し、必ず30分間以上放置した後、洗浄水で十分に洗浄すること。
- (8) 上記(5)、(6)、(7)を繰り返し、併せて2回行なうこと。
- (9) 消毒に用いた排水は、確実にタンク外へ排除すること。
- (10) 清掃作業完了後は、開閉した弁を元に戻し、必ず確認すること。また、槽のボールタップの位置を確認するなど、水位調整等の装置が適正に機能することを確認すること。
- (11) 水張りを行う際、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が貯水槽内に流入しないようにすること。
- (12) 水張り終了後、各槽出口及び末端給水栓の飲料水について、遊離残留塩素、色度、濁度、味、臭気の5項目について水質試験を行ない、以下の基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。
 - ・遊離残留塩素：0.2ppm以上
 - ・色度：5度以下
 - ・濁度：2度以下
 - ・味：異常でないこと
 - ・臭気：異常でないこと
- (13) 各槽内部について、清掃作業前、清掃作業完了後のそれぞれの写真を撮影すること。

5 注意事項

- (1) 作業衣及び使用器具は、貯水槽の清掃専用のものとする。また、作業に当たっては、作業衣及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにすること。
- (2) 作業は、給水タンクの清掃を先に行なうこと。
- (3) 作業時は、必ず排気ファンを使用すること。
- (4) 消毒に用いる次亜塩素酸ナトリウムは、厚生労働省検定済の法定代用消毒薬医薬品の指定を受けたものを使用すること。

(5) 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減に配慮した履行に努めなければならない。特に、次の事項について積極的に取り組まなければならない。

ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

イ ごみ減量及びリサイクルに努めること。

ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

エ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

オ 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。

カ 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。

キ 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行うこと。

定山溪水再生プラザ 受水槽水道水検査業務仕様書

(令和4・5・6・7年度共通)

1 業務目的

受水槽を設置する施設等における管理基準を定めた「札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱（平成7年3月31日札幌市衛生局長決裁）」によって、水道水を供給する受水槽のある施設における下記3に掲げる項目の検査を行い、管理基準の適合状況を評価する。

2 採水場所（検体数）

札幌市南区定山溪温泉東1丁目50番地 定山溪水再生プラザ（1検体）

3 業務内容

上記2の受水槽水道水を採取し、次のとおり検査を行い、検査結果をまとめて報告書を作成・提出する。

(1) 検査時期

日程については業務主任と調整すること。

(2) 検査項目・検査方法

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（令和2年3月25日厚生労働省告示第95号）によって、次の項目を検査する。

- ・化学検査： 亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度
- ・細菌検査： 一般細菌、大腸菌

4 留意事項

(1) 環境に配慮した業務履行

受託者は受託業務における環境負荷の低減に配慮した履行に努めなければならない。特に、次の事項について積極的に取り組まなければならない。

- ① 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- ② ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- ③ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- ④ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施などの環境に配慮した運転を心がけること。
- ⑤ 業務に係る用品等は極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。
- ⑥ 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。
- ⑦ 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行うこと。

(余白)

(6)

定山溪水再生プラザほか3ポンプ場消防用設備等点検業務 仕 様 書

(令和4・5・6・7年度共通)

1. 業務目的
 - (1) 消防法第17条3の3による消防用設備等の点検及び報告を行う業務である。
 - (2) 消防法第36条において準用する同第8条の2の2による防災管理点検の実施及び報告を行う業務である。
2. 業務場所
 - (1) 定山溪水再生プラザ
札幌市南区定山溪温泉東1丁目50番地
 - (2) 定山溪中継ポンプ場
札幌市南区定山溪温泉西3丁目393
 - (3) 藤野中継ポンプ場
札幌市南区藤野1条5丁目1番33
 - (4) 簾舞中継ポンプ場
札幌市南区簾舞575番地122
3. 関係法令の遵守
消防用設備等の点検は、「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等、「建築基準法」、「電気事業法」その他関係法令を遵守し行うものとする。
4. 点検基準等
 - (1) 共通仕様書
建築保全業務共通仕様書(平成30年版国土交通省大臣官房庁営繕部監修)
 - (2) 消防用設備等
 - ① 消防法第17条の3の3による点検及び報告
 - ② 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(平成28年3月28日改正 昭和50年10月16日付 消防庁告示第14号)
 - ③ 「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成26年4月14日改正 平成16年5月31日付 消防庁告示第9号)
 - ④ 「消防用設備等の点検要領の一部改正について」(平成22年12月22日付 消防予第557号)
 - ⑤ 消防法第36条において準用する同第8条の2の2(平成19年6月22日公布の消防法の一部を改正する法律(平成19年法律第93号)、平成21年6月1日施行)防災管理点検について
 - ⑥ 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等について(平成22年12月22日 公布)
 - ⑦ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件(平成25年消防庁告示第19号及び20号)
 - ⑧ 不活性ガス消火設備、粉末消火設備、ハロゲン化物消火設備の放出試験については、窒素ガスを使用して実施すること。
 - (3) 建築基準法関係防災設備
建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法施行規則及びこれに基づく告示等に定めるところによる。

5. 業務量

別紙、消防用設備等点検業務数量表による。

6. 点検実施月

1回目：	令和	4	年	7～8月	(総合点検・機器点検)
2回目：	令和	5	年	1～2月	(機器点検)
3回目：	令和	5	年	7～8月	(総合点検・機器点検)
4回目：	令和	6	年	1～2月	(機器点検)
5回目：	令和	6	年	7～8月	(総合点検・機器点検)
6回目：	令和	7	年	1～2月	(機器点検)
7回目：	令和	7	年	7～8月	(総合点検・機器点検)
8回目：	令和	8	年	1～2月	(機器点検)

防災管理点検：業務主任の指示による。

7. 環境に配慮した業務履行

受託者は、別紙「環境配慮」のとおり、環境に配慮しなければならない。

8. 留意事項

- (1) 業務の実施に必要な機器、工具、消耗品類は受託者負担とする。
- (2) 消防関係機関等への報告義務のあるものは受託者負担にて代行すること。
- (3) 消火剤詰替えは本業務には含まない。
- (4) その他疑義等は、業務主任と打合せること。

定山溪水再生プラザほか3ポンプ場消防用設備等点検業務

施設名	定山溪水再生プラザ	構造・階数	RC造・地上2階・地下1階
所在地	札幌市南区定山溪温泉東1丁目50	延べ面積	1574.6㎡
施設名	定山溪中継ポンプ場	構造・階数	RC造・地上1階・地下2階
所在地	札幌市南区定山溪温泉西3丁目393	延べ面積	294.4㎡
施設名	藤野中継ポンプ場	構造・階数	RC造・地上1階・地下2階
所在地	札幌市南区藤野1条5丁目100番1	延べ面積	300.0㎡
施設名	簾舞中継ポンプ場	構造・階数	RC造・地上1・地下2階
所在地	札幌市南区簾舞575番地122	延べ面積	430.0㎡

消防用設備等点検業務 機器設備数量表

設 備 名			定山溪 水再生プラザ	定山溪 中継ポンプ場	藤野 中継ポンプ場	簾舞 中継ポンプ場
消 火 器	粉末消火器	加圧式	0	0	6	2
		車載式	1	0	0	0
		蓄圧式	28	6	0	5
	強化液消火器	蓄圧式	0	0	0	0
		5型	0	0	0	0
		7・10型	0	0	0	0
屋 内 消 火 栓 設 備	加圧送水装置		1	0	0	0
	制御盤		1	0	0	0
	消火栓		3	0	0	0
	起動用スイッチ		3	0	0	0
	表示灯		0	0	0	0
	音響装置		0	0	0	0
	表示盤		0	0	0	0
	水源（貯水槽、給水装置、バルブ類等）		1	0	0	0
	呼水装置		1	0	0	0
	放水試験		1	0	0	0
屋 外 消 火 栓 設 備	加圧送水装置		0	0	0	0
	制御盤		0	0	0	0
	消火栓		0	0	0	0
	起動用スイッチ		0	0	0	0
	表示灯		0	0	0	0
	音響装置		0	0	0	0
	表示盤		0	0	0	0
	水源（貯水槽、給水装置、バルブ類等）		0	0	0	0
	呼水装置		0	0	0	0
	放水試験		0	0	0	0
不 活 性 ガ ス 消 火 設 備	消火剤貯蔵容器（二酸化炭素、窒素ガス、IG541、IG55）		0	0	0	0
	容器弁開放装置	電磁式	0	0	0	0
		ガス圧式	0	0	0	0
	起動用ガス容器		0	0	0	0
	起動用操作箱		0	0	0	0
	音響装置		0	0	0	0
	制御盤	5回線以下	0	0	0	0
		1回線増す毎に	0	0	0	0
	音声盤		0	0	0	0
	電源装置		0	0	0	0
	圧カスイッチ		0	0	0	0
	逆止弁		0	0	0	0
	開口部自動閉鎖装置（ヒストリリーザ、モーターガンパー、シャッター）		0	0	0	0
	放出表示灯箱		0	0	0	0
	選択弁		0	0	0	0
	ヘッド（1個単位）		0	0	0	0
	ホースリール		0	0	0	0
	作動試験		0	0	0	0
	放出試験（窒素ガス、空気）		0	0	0	0
	容器搬入（窒素ガス、空気）		0	0	0	0

設 備 名		定山溪 水再生プラザ	定山溪 中継ポンプ場	藤野 中継ポンプ場	簾舞 中継ポンプ場
ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備	消火剤貯蔵容器（ハロン1301、HFC227ea、HFC23）	0	0	0	0
	容器弁開放装置	電磁式	0	0	0
		ガス圧式	0	0	0
	起動用ガス容器	0	0	0	0
	起動用操作箱	0	0	0	0
	音響装置	0	0	0	0
	制御盤	5回線以下	0	0	0
		1回線増す毎に	0	0	0
	音声盤	0	0	0	0
	表示盤	0	0	0	0
	電源装置	0	0	0	0
	圧力スイッチ	0	0	0	0
	逆止弁	0	0	0	0
	開口部自動閉鎖装置（ヒーストンリーザ*、モーターガンパー、シャッター）	0	0	0	0
	放出表示灯箱	0	0	0	0
	選択弁	0	0	0	0
	ヘッド（1個単位）	0	0	0	0
	ホースリール	0	0	0	0
	作動試験	0	0	0	0
	放出試験	0	0	0	0
粉 末 消 火 設 備	粉末タンク（操作部を含む）	0	0	0	0
	加圧用窒素容器	0	0	0	0
	起動用小容器	0	0	0	0
	容器弁開放装置	電磁式	0	0	0
		ガス圧式	0	0	0
	起動用操作箱	0	0	0	0
	薬剤点検	0	0	0	0
	ホースリール	0	0	0	0
	音響装置	0	0	0	0
	制御盤	5回線以下	0	0	0
		1回線増す毎に	0	0	0
	継電器盤	5回線以下	0	0	0
		1回線増す毎に	0	0	0
	音声盤	0	0	0	0
	表示盤	0	0	0	0
	電源装置	0	0	0	0
	圧力スイッチ	0	0	0	0
	逆止弁	0	0	0	0
	開口部自動閉鎖装置（ヒーストンリーザ*、モーターガンパー、シャッター）	0	0	0	0
	放出表示灯函	0	0	0	0
	選択弁	0	0	0	0
	ヘッド（1個単位）	0	0	0	0
	作動試験	0	0	0	0
	放出試験（窒素ガス、空気）	0	0	0	0

設 備 名			定山溪 水再生プラザ	定山溪 中継ポンプ場	藤野 中継ポンプ場	簾舞 中継ポンプ場
自動火災 報知設備	受信機P型1級	19回線以下	0	0	0	0
		10回線以内増す毎に	0	0	0	0
	受信機P型2級		1	2	1	1
	受信機P型3級		0	0	0	0
	副受信機	19回線以下	0	0	0	0
		10回線以内増す毎に	0	0	0	0
	差動式分布型熱 感知器	50個まで	0	0	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	差動式又は補償 式スポット型熱 感知器	50個まで	42	2	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	定温式スポット 型熱感知器	50個まで	12	0	0	1
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	定温スポット型熱感知器（防爆型）		0	0	0	0
	煙感知器	50個まで	15	4	5	5
		51～100個まで	0	0	0	0
		101～150個まで	0	0	0	0
		151個以上	0	0	0	0
	多信号式煙感知 器	50個まで	0	0	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	熱（定温）煙複 合式感知器	50個まで	0	0	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	赤外線・紫外線 炎感知器	50個まで	0	0	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	光電式 分離型感知器（受光部と送光部）		0	0	0	0
	アナログ式熱感 知器	50個まで	0	0	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	アナログ式煙感 知器	50個まで	0	0	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	自動試験機能付 熱感知器	50個まで	0	0	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	自動試験機能付 煙感知器	50個まで	0	0	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	R型受信機		0	0	0	0
	中継器		0	0	0	0
	P型1級発信機		0	0	0	0
	P型2級発信機		3	1	0	0
	表示灯		0	0	0	0
	音響装置		3	1	0	0
	消火栓起動装置		1	0	0	0
	常用電源		1	1	1	1
	予備電源（受信機のみ）		1	1	1	1
	非常電源	自家発電設備の場合	0	0	0	0
		蓄電池設備の場合	0	0	0	0
誘導 標識	誘導灯		28	2	3	5
	誘導灯		0	0	0	0
	誘導灯		0	0	0	0
	誘導標識		2	0	0	0

設 備 名			定山溪 水再生プラザ	定山溪 中継ポンプ場	藤野 中継ポンプ場	簾舞 中継ポンプ場
排煙設備	制御盤	10回線以下	0	0	0	0
		11回線以上1回線増す毎に追加	0	0	0	0
	ダンパー	F D以外	0	0	0	0
		(自動復帰式)	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
		F D	0	0	0	0
	排煙口	50個まで	0	0	0	0
		51個から100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	防火戸	ドア式 (片開き扉・常開)	50枚まで	0	0	0
			51～100枚まで	0	0	0
			101枚以上	0	0	0
		ドア式 (両開き扉・常開)	50枚まで	0	0	0
			51～100枚まで	0	0	0
			101枚以上	0	0	0
		ドア式温度ヒューズ型	ドア式 50枚目まで	0	0	0
			51～100枚目まで	0	0	0
			101枚以上	0	0	0
		引戸式ウェイト閉鎖型	煙連動の場合	0	0	0
			煙連動なしの場合	0	0	0
		引戸式折たたみ型	煙連動の場合	0	0	0
			煙連動なしの場合	0	0	0
	電動式シャッター	50枚まで	0	0	0	0
		51枚から100枚まで	0	0	0	0
		101枚以上	0	0	0	0
	手動式シャッター	50枚まで	0	0	0	0
		51枚から100枚まで	0	0	0	0
		101枚以上	0	0	0	0
	可動垂れ壁	50連目まで	0	0	0	0
		51連から100連まで	0	0	0	0
		101連以上	0	0	0	0
	垂直降下式垂れ壁		0	0	0	0
	ハッチ	50台まで	0	0	0	0
		51台から100台まで	0	0	0	0
		101台以上	0	0	0	0
	自然排煙口 (排煙窓)	50組まで	0	0	0	0
		51組から100組まで	0	0	0	0
		101組以上	0	0	0	0
	機械排煙装置	モーターエンジン駆動の場合	0	0	0	0
		エンジン駆動の場合	0	0	0	0
		モーター駆動の場合	0	0	0	0
		起動盤	0	0	0	0
	各種動作確認等		0	0	0	0
排煙 (建基法)	差動式分布型熱感知器 (50個以下)		0	0	0	0
	差動式又は補償式スポット型熱感知器 (50個以下)		0	0	0	0
	定温式スポット型熱感知器 (50個以下)		0	0	0	0
	定温スポット型熱感知器 (防爆型)		0	0	0	0
	煙感知機 (50個以下)		0	0	0	0
	二信号式煙感知器 (50個以下)		0	0	0	0
	アナログ式煙感知器 (50個以下)		0	0	0	0
	自動試験機能付熱感知器 (50個以下)		0	0	0	0
	自動試験機能付煙感知器 (50個以下)		0	0	0	0
消防用水	採水口		0	0	0	0
	吸管投入口		0	0	0	0
	標識		0	0	0	0
	開閉弁		0	0	0	0

設 備 名		定山溪 水再生プラザ	定山溪 中継ポンプ場	藤野 中継ポンプ場	簾舞 中継ポンプ場
連結送水管	加圧送水装置	0	0	0	0
	制御盤	0	0	0	0
	起動用スイッチ	0	0	0	0
	表示灯	0	0	0	0
	表示盤	0	0	0	0
	放水用器具格納箱	0	0	0	0
	送水口	0	0	0	0
	放水口	0	0	0	0
	ホースの耐圧性能	0	0	0	0
	配管の耐圧性能	0	0	0	0
	非常電源による作動確認等	0	0	0	0
非常コンセント設備	単相 100V	0	0	0	0
	三相 200V	0	0	0	0
配線 絶縁抵抗測定及び配線点検		1	2	1	1
非常電源 専用受電 設備	低圧受電設備	0	0	0	0
	高压受電設備	300kVA以下	0	0	0
		300kVA超1,000kVA以下	0	0	0
	保護継電盤	過電流	0	0	0
		地絡	0	0	0
防災管理点検		0	0	0	0

(余白)

定山溪中継ポンプ場、藤野中継ポンプ場地下タンク漏えい検査業務仕様書

(令和4・5・6・7年度共通)

1 業務目的

消防法及び消防庁通達による、重油地下タンク及び地下埋設管の漏えい検査を行う。

2 施設名、業務場所、タンク容量、数量、付帯設備内容

施設名	業務場所	タンク容量	数量	付帯設備内容
定山溪中継ポンプ場	札幌市南区定山溪温泉西3丁目393	4kL	1	別図参照①～②
藤野中継ポンプ場	札幌市南区藤野1条5丁目1-33	3kL	1	別図参照③～④

3 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減に配慮した履行に努めなければならない。

特に、次の事項について積極的に取り組まなければならない。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。
- (6) 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。
- (7) 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修をおこなうこと。

4 留意事項

- (1) 漏えい検査を実施するにあたり、実施者は危険物取扱資格乙類第4類以上で地下タンク検査技術者講習修了を有するものとする。
- (2) 漏えい検査は気相部及び液相部についておこなうこと。
- (3) 気相部、液相部は「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」による方法で点検技術者による漏えい検査をおこなうこと。
- (4) 本業務には、漏えい検査・検査準備・必要資材及び報告書作成等を含む。
- (5) 漏えい検査は、タンク内液面からタンク上面までの高さが400mm以上あることを確認してからおこなうこと。
- (6) 漏えい検査により発見された不良個所等は、速やかに本市業務主任に報告し指示を受けること。
- (7) 漏えい検査開始及び終了時には本市業務主任の確認を得ること。
- (8) 本業務は『消防危第23号地下タンク及び地下埋設配管の定期点検の指導指針について（通知）』に基づき実施するものとするが、詳細その他については、すべて本市業務主任と協議の上実施すること。
- (9) 本業務は、地下タンクの定期点検に関する法令条例等により実施すること。
- (10) 法令で定められた各種監督官庁及び関係会社等に対する報告、許認可申請、検査等の手続き及び事務については、業務主任の指示に従い受託者が代行するものとする。

なお、これに要する費用は、別に定めるもののほか受託者の負担とする。

参考 地下タンクの定期点検に関する法令条例一覧

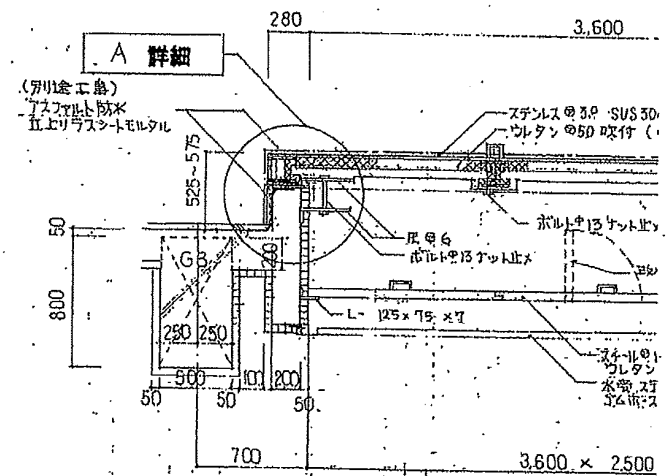
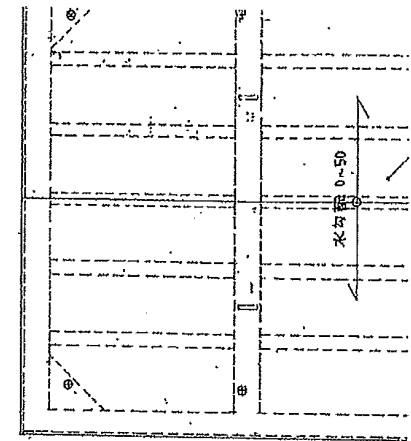
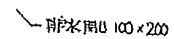
項 目	消 防 法	危険物の規則 に関する政令	危険物の規則に關する規則
1 点検業務	第14条3の2		
2 必要とされる貯蔵所		第8条の5	
3 点検周期			第62条の4第1項 (年1回以上)
4 点検基準	第12条第1項 (維持管理の業務) 第10条第3項 第10条第4項 (貯蔵、取扱、構造の基準)		第62条の4第2項 (点検の基準となる法の指定) 第62条の6 (点検実施者)
5 点検表の記載事項			第62条の7
6 点検表の保存年数			第62条の8(3年)
7 改善命令	第12条第2項 (改善命令)		
8 使用停止命令	第12条の2第1項第5号 (点検業務違反)		
9 罰則	第42条第1項第3号 (停止命令違反懲役6ヶ月、 罰金20万円) 第44条第1項第3の3号 (点検義務違反罰金10万円、 拘留) 第45条(両罰)		
10 点検方法の明確化	(通知) 昭和62年3月 消防危第23号 (漏洩検査の明確化) 各消防署指導通知 昭和63年より		

312

13

角上4m以上二通気口ヲ設ケル。

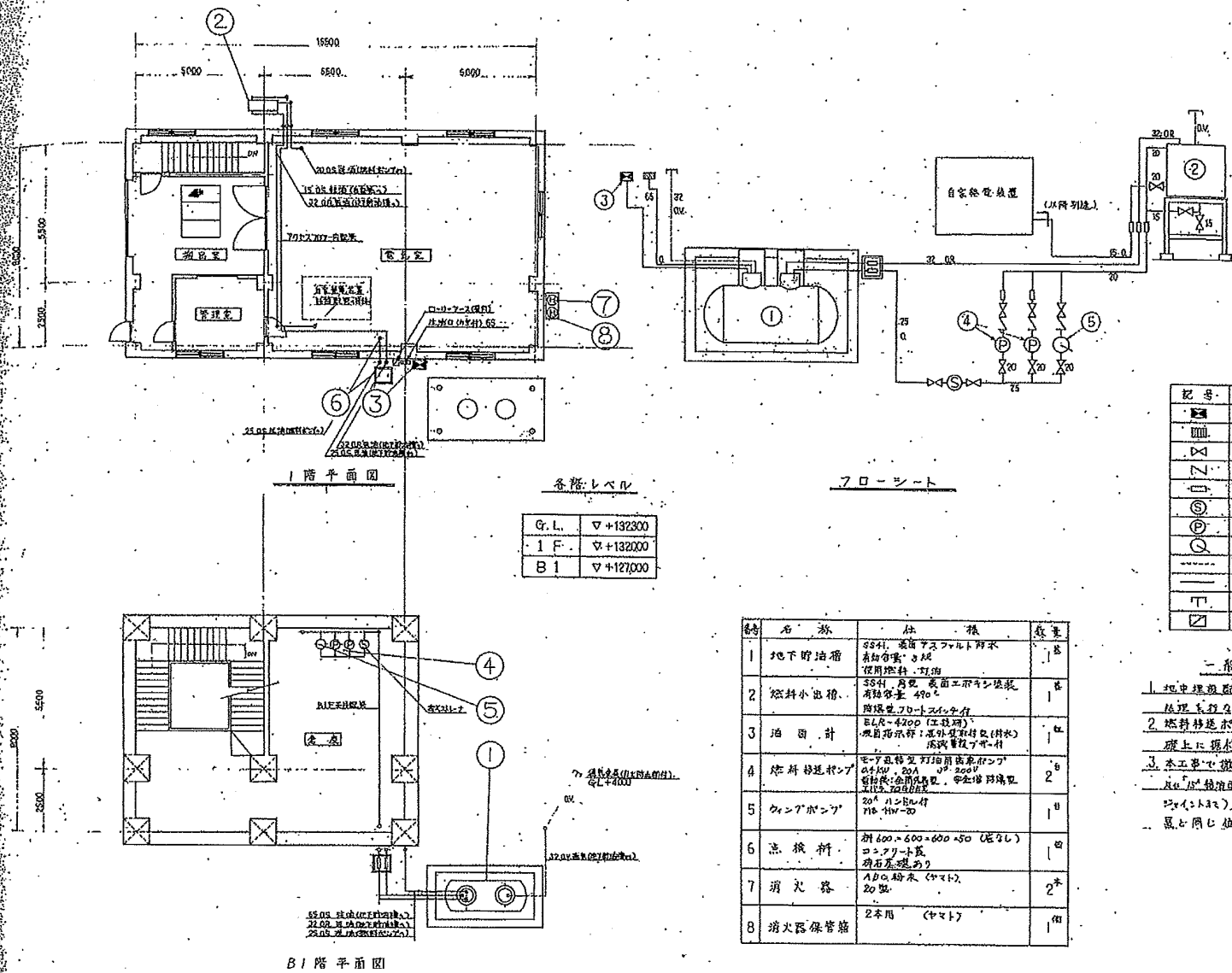


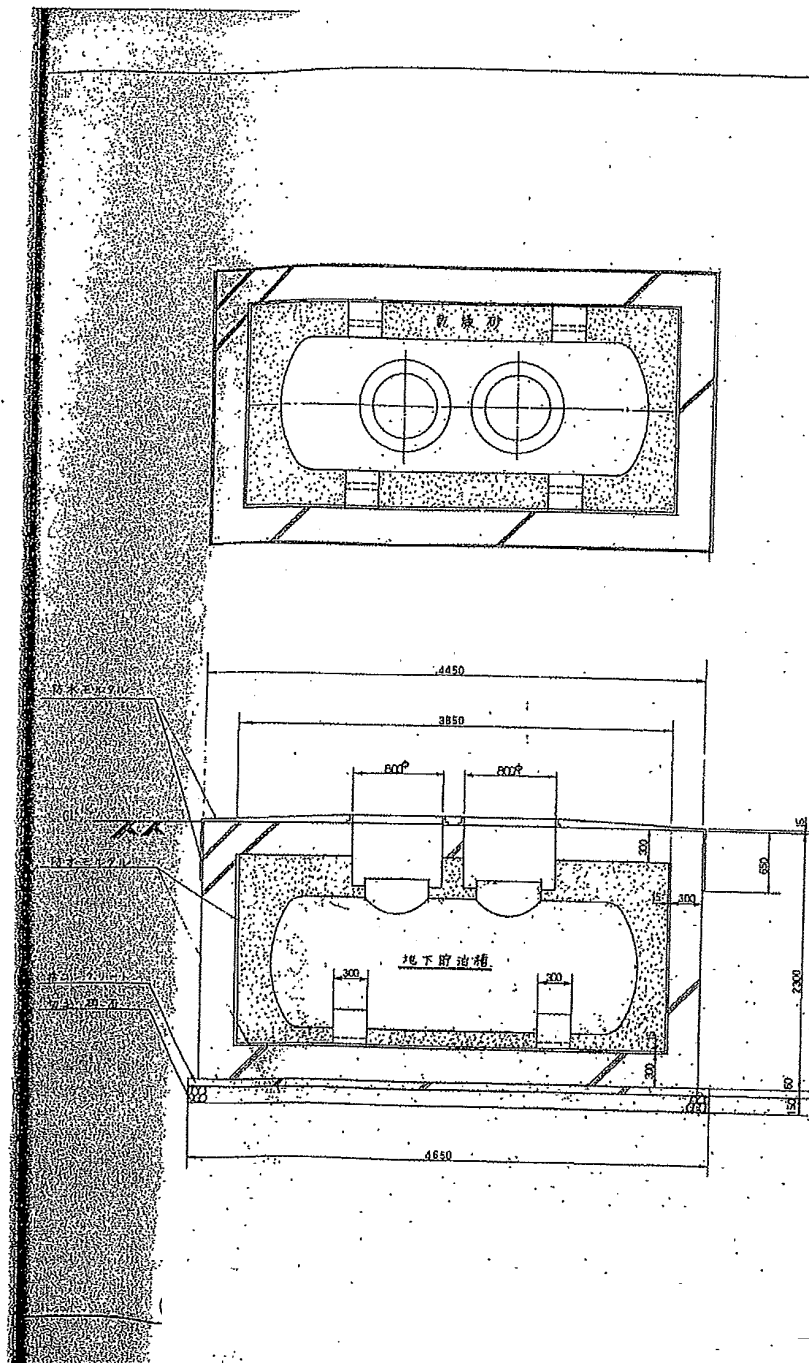


給 排気ダクト 詳細図

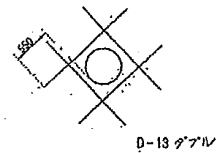
オイルタンク 詳細図

定山溪中継ポンプ場、藤野中継ポンプ場地下タンク漏えい検査業務
別図参照② 定山溪中継ポンプ場



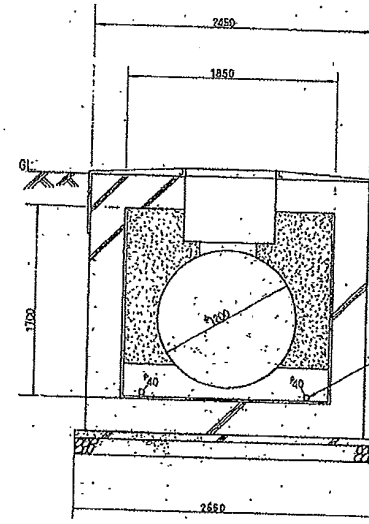


開口部補強要領



配筋表

スラブ	短辺,長辺ともD10-200 @ダブル
壁	同上



項目	仕様
地下貯油槽	本体: 材質 S41 表面アスファルト防水 形式: T0-3 (3F2) (100mm) P1200×2700×6F 伊勢品 (工務局) 油槽口 900mm 6ヶ所 給油口 VC32 計量口 HP32 計量尺 排水口 CV25 除水器 AS25 ローリーアス 排水管付 25mm 換気管本体 4ヶ所 LO-5 換気管ボックス 2ヶ所 換気管 (屋根内用) 排水口 (屋根内用)
油面計	FLR-4200 (工務局)
タンク型	生コンクリート RC-1 2450×4450×2300 スラブ厚 200mm 300mm

注意事項

1. 危険物の規則に関する法令、及び危険物の規則に関する規則、に準拠する。
2. 配筋要領は、建築大臣官署告示、管轄部会、の建築工事実施規程によるものとし、適合は、その要領をきける。なお、鉄筋の定着の長さ、は鉄筋径の25倍以上とする。
3. マンホール部は内部の点検が可能と構造とする。

(余白)